

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 2 月 5 日
【計算期間】	特定13期（自 平成21年 5 月 8 日 至 平成21年11月 5 日）
【ファンド名】	三井住友・豪ドル債ファンド
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	古池 典生
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-5405-0739
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、次の外国投資信託の受益証券に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

〔ケイマン籍円建外国投資信託〕

１．「PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド」受益証券

２．「PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド」受益証券

上記、外国投資信託においては、オーストラリアドル建ておよびニュージーランドドル建ての債券を主要投資対象とします。

ロ 運用にあたっては、U B Sオーストラリア コンボジット ボンド インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。詳細については、後述の「２ 投資方針」をご参照ください。

ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
----	----------	----

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（債券、派生商品）資産配分変更型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券および債券関連の派生商品であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

「商品分類表」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
		その他資産
	内 外	(複 合)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

「属性区分表」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グロ ー バ ル		
	年 2 回	日 本		
	年 4 回	北 米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧 州	ファミリーファンド	あ り
	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア		
	日 々	オセアニア		
不動産投信	そ の 他 ()	中 南 米	ファンド・オブ・ファンズ	な し
その他資産 (投資信託証券(資産複合(債券、派生 商品)資産配分変更型))		ア フ リ カ		
		中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「中央三井アセット信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

（ニ）投資顧問会社（運用の委託先） 「ピムコジャパンリミテッド」

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

〔参考情報：投資顧問会社〕

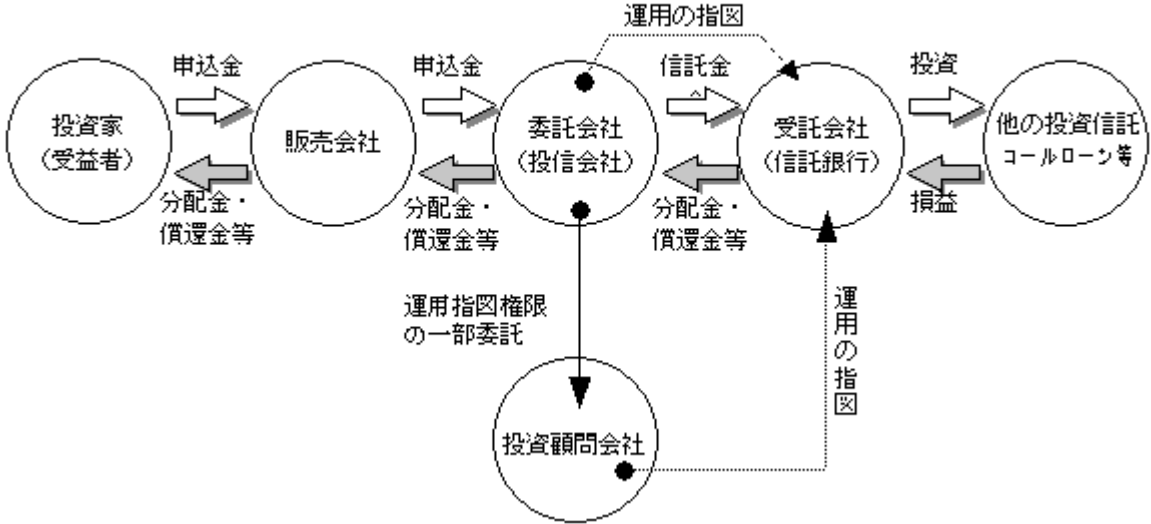
以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドが主要投資対象とする投資信託の運用会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

名称：パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（米国）

（Pacific Investment Management Company LLC、以下「PIMCO社」といいます。）

役割：米国の資産運用会社であり、当ファンドが主要投資対象とするケイマン籍円建外国投資信託「PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド」、「PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド」の運用を行います。

運営の仕組み



□ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成22年 1 月 4 日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年 7 月 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年 2 月 証券投資顧問業の登録

昭和62年 6 月 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年 1 月 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年 2 月 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年 1 月 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

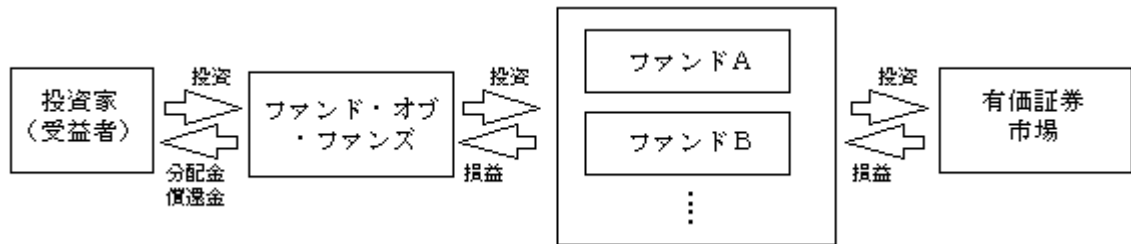
（平成22年 1 月 4 日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 （ % ）
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番 2 号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号	882	5.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

【ファンド・オブ・ファンズによる運用】



2【投資方針】

（１）【投資方針】

イ 他の投資信託受益証券に投資することにより、実質的に以下の運用を実現し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。

- ・主としてオーストラリアドル建ての債券、ニュージーランドドル建ての債券またはその関連派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）等で運用します。
- ・外貨建資産の、対円での為替ヘッジは行いません。

ロ UBSオーストラリア コンポジット ボンド インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

UBSオーストラリア コンポジット ボンド インデックスは、オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数であり、当ファンドのベンチマークは、同指数を、委託会社が独自に円換算したものです。

ハ 運用にあたっては、運用委託契約に基づき運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。

投資対象とする投資信託の運用は、PIMCO社によって行われます。なお、ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

ニ 主要投資対象とする投資信託は、下記の通りとします。

a . PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド

運用会社	PIMCO社（Pacific Investment Management Company LLC）
主要運用対象	外国債券
運用の基本方針	ベンチマークであるUBSオーストラリア ガバメント インデックス（円ベース）を上回ることを目指して運用を行います。

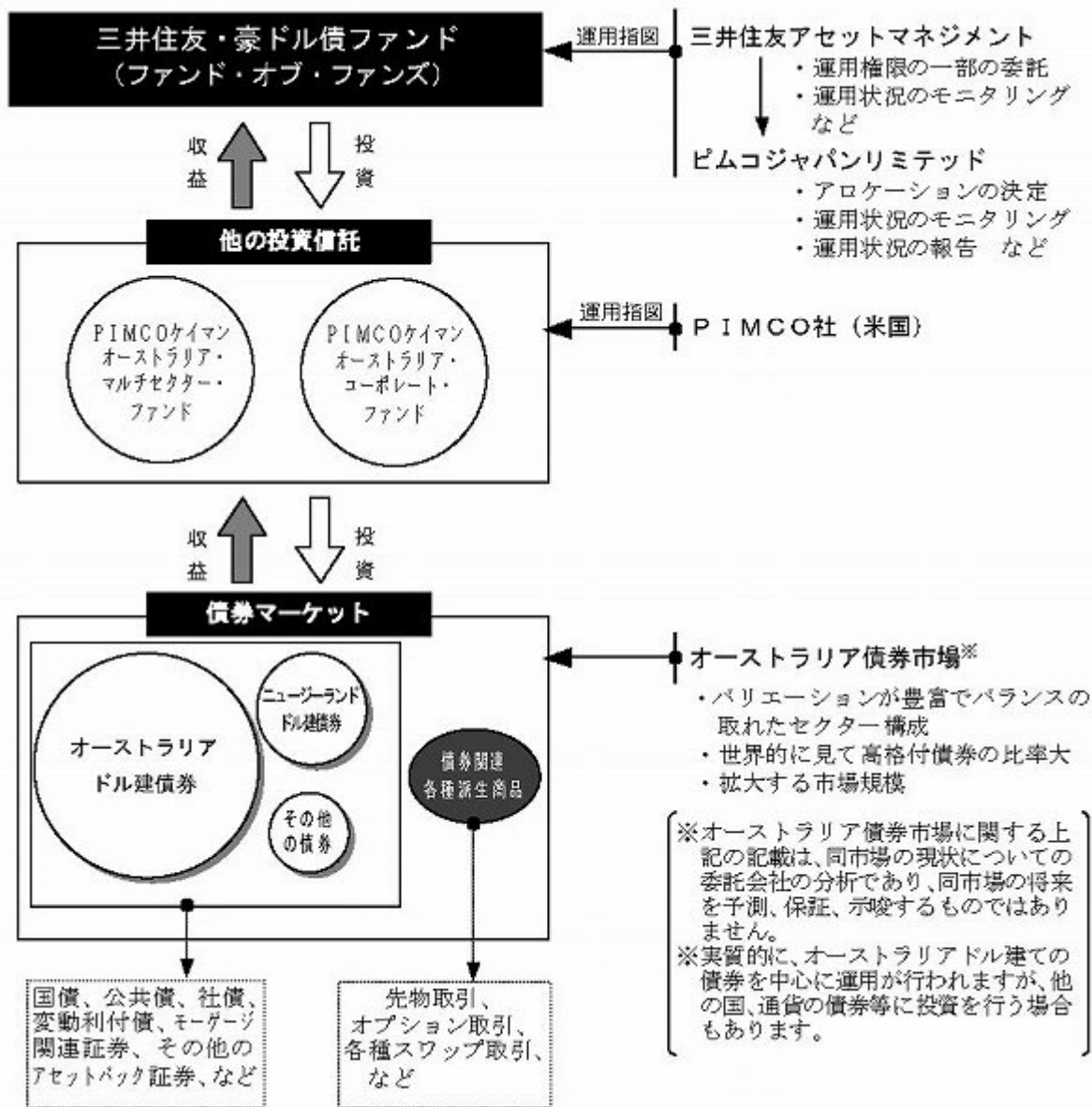
b . PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド

運用会社	PIMCO社（Pacific Investment Management Company LLC）
主要運用対象	外国債券
運用の基本方針	ベンチマークであるUBSオーストラリア クレジット インデックス（円ベース）を上回ることを目指して運用を行います。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする外国投資信託の投資方針

等）をご覧ください。

〔ファンド運用の仕組み・特徴のイメージ〕



（２）【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．金銭債権
- ３．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社（委託会社から運用指図権限の一部の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．「PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド」受益証券
- ２．「PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド」受益証券
- ３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ４．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
- ５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第５号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となる投資信託の名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（１）投資方針」の記載をご覧ください。

（３）【運用体制】**イ 運用体制**

当ファンドの運用の主要部分は、委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたピムコジャパンリミテッドが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います（アロケーションの決定、運用状況のモニタリング、運用状況の報告など。また、当ファンドが投資する他の投資信託の運用は、PIMCO社が行います。）。

委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先に対しては、運用内容に関する十分な情報開示を求め、投資判断と委託の内容に齟齬がないかを確認します。また、定性・定量面における運用委託先の評価を継続的に実施します。

運用委託先管理部会において運用委託先との契約について年１回見直しの検討および継続可否判断等を行い、運用実績に優位性がある等の合理的理由のないままでの契約の継続は行いません。

（４）【分配方針】

毎月１回（原則として５日）決算を行い、原則として次の通り収益分配を行う方針とします。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないこともあります。
- ハ 留保益の運用については、前記「（１）投資方針」に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】**ファンドの信託約款に基づく投資制限**

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りません。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。

二 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
 - （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （二）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総

数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報：投資対象とする外国投資信託の投資方針等〕

当ファンドは、「PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド」および「PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド」の2つのケイマン籍円建外国投資信託の受益証券に投資します。以下に、参考として、両投資信託の投資方針等の概要について記載します。なお、いずれの投資信託かを特定しない記載は両投資信託に共通です。

（１）投資方針等

イ 各ファンドは、それぞれのベンチマークを上回ることを目指して運用を行います。

ａ．PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンドのベンチマーク

ＵＢＳオーストラリア ガバメント インデックス（円ベース）

ｂ．PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンドのベンチマーク

ＵＢＳオーストラリア クレジット インデックス（円ベース）

ロ 各ファンドの主要投資対象は以下の通りです。

ａ．「PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド」

通常、資産の70%以上をオーストラリアドル建ての債券、ニュージーランドドル建ての債券、またはそれらの関連派生商品等に投資します。

ｂ．「PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド」

通常、資産の70%以上をオーストラリアドル建ての債券、ニュージーランドドル建ての債券、またはそれらの関連派生商品等に投資します。また、通常、資産の60%を社債等に投資します。

ハ 投資する債券は、原則として、取得時において、ＢＢＢ－格相当以上とし、ポートフォリオの平均格付けはＡ－格以上とします。

格付けは、主要格付機関（ムーディーズ社、スタンダード・アンド・プアーズなど）のいずれかからの格付けによるものとし、いずれの主要格付機関からの格付けもないものについては、運用会社（PIMCO社）が同等の信用度を認めたものに投資することができるものとします。

保有する債券が、格下げにより、上記の最低格付けを下回った場合は、当該銘柄を継続して保有することがあります。

ニ オーストラリアドル建て以外の資産については、少なくともその85%を対オーストラリアドルでヘッジします（外貨建資産の対円でのヘッジは行いません。）。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（２）投資対象

イ 投資可能な債券等は、以下のものを含みます。

１．政府、政府系機関、または政府出資企業が発行または保証する証券（以下、この〔参考情報：投資対象とする外国投資信託の投資方針等〕において、「政府系証券」といいます。）

- ２．社債（転換社債、優先株、コマーシャル・ペーパーを含みます。）
 - ３．モーゲージ関連商品およびその他のアセット・バック証券
 - ４．政府および企業が発行するインフレ連動債
 - ５．ローン・パーティシペーション
 - ６．ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ
 - ７．譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形
 - ８．現先取引および逆現先取引
 - ９．州または地方の政府、その部局、またはその他政府出資企業が発行する債券
 - １０．国際機関の発行する債券
- 投資する派生商品は、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、スワップ取引（金利スワップやクレジット・デフォルト・スワップのロングおよびショートなど）、スワップション取引、キャップ取引、フロア取引、スプレッドロック取引等を含むものとします。

（３）決算と分配方針等

- イ 基準価額は円建てで計算されます。
- ロ 原則として、毎年２月末に決算を行います。
- ハ 毎月、分配を行う方針です（分配対象額が少額の場合等、分配が行われない場合もあります。）。

（４）投資制限等

- 運用に当たっては、主として以下の投資制限に服します。
- イ 株式関連証券への投資は、転換社債、優先株を除き行いません。
- ロ 転換社債への投資は、取得時において、純資産総額の10%以下とします。
- ハ 同一銘柄または同一発行者にかかる証券への投資は、政府系証券を除き、取得時において、純資産総額の10%以下とします（合併等の事情により、一時的に超過する場合を除きます。）。
- ニ エマージングマーケットへの投資は、取得時において、純資産総額の10%以下とします。
- ホ 流動性の乏しい資産（通常の取引において７日以内に時価評価した金額とほぼ同額で処分することができない資産をいいます。）への投資は、純資産総額の15%以下とします（合併等の事情により、一時的に超過する場合を除きます。）。
- ヘ 有価証券の空売りは純資産総額の範囲内とします。
- ト 資金の借入れは純資産総額の10%以下とします。
- チ 有価証券の貸付けは行いません。
- リ イベント・リンク債等への投資は行いません。

（５）信託報酬

- 信託報酬は徴収されません。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その基準価額は、保有する債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。また、保有する債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等にも影響を受けます。当ファンドが組み入れる投資信託の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額も上下し、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ロ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ホ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となりま

す。

（ヘ）派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.625％（税抜き2.5％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、１口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3％の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年1.2915％（税抜き1.23％）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は、各販売会社の純資産残高に応じて以下の通りです。

各販売会社の純資産残高に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	年0.7875％	年0.4725％	年0.0315％
100億円以上300億円未満の部分	年0.7350％	年0.5250％	年0.0315％
300億円以上500億円未満の部分	年0.6825％	年0.5775％	年0.0315％
500億円以上700億円未満の部分	年0.6300％	年0.6300％	年0.0315％
700億円以上1,000億円未満の部分	年0.5775％	年0.6825％	年0.0315％
1,000億円以上の部分	年0.5250％	年0.7350％	年0.0315％

信託報酬の配分は、税込みで記載しております。

委託会社の報酬には、当ファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受ける投資顧問会社の報酬（上限年0.525％（税抜き0.5％））が含まれております。

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、年1,848,000円（税抜き1,760,000円）を上限として、日割りした金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

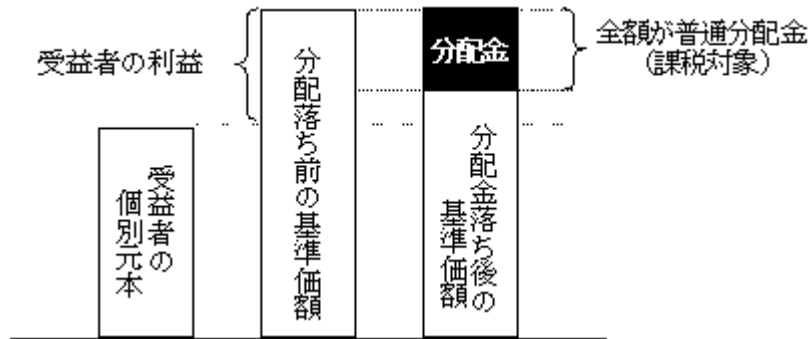
上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

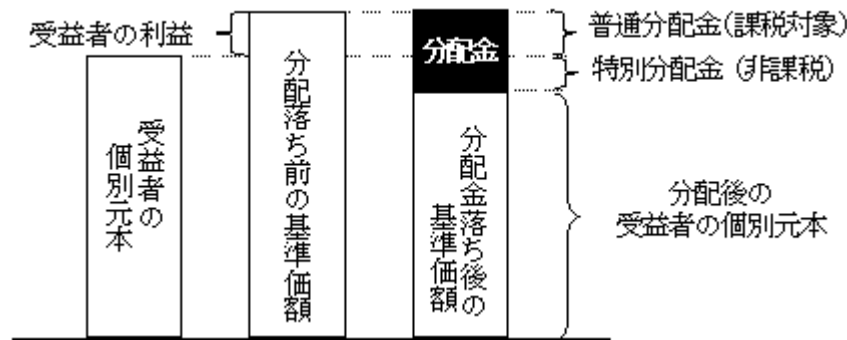
- イ 個別元本について
 - （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
 - （ハ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）
- ロ 一部解約時および償還時の課税について
 - 個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- ハ 収益分配金の課税について
 - 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配

金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成21年12月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成21年12月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	148,872,173,370	96.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,841,014,993	3.15
合計(純資産総額)		153,713,188,363	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成21年12月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価 / 金額 (円)	評価額 単価 / 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	PIMCOケイマン オーストラリア・マルチ セクター・ファンド	12,551,146	9,508.64 119,344,368,913	9,495 119,173,131,270	77.53
日本	投資信託 受益証券	PIMCOケイマン オーストラリア・コーポ レート・ファンド	3,151,092	9,391.02 29,591,977,100	9,425 29,699,042,100	19.32

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成21年12月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.85
合計	96.85

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
特定１期（平成15年11月５日）（分配落）	36,306,001,336	9,349
特定１期（平成15年11月５日）（分配付）	36,816,300,375	9,489
特定２期（平成16年５月６日）（分配落）	38,619,591,412	9,691
特定２期（平成16年５月６日）（分配付）	39,560,881,805	9,926
特定３期（平成16年11月５日）（分配落）	56,803,983,566	9,939
特定３期（平成16年11月５日）（分配付）	58,038,243,273	10,179
特定４期（平成17年５月６日）（分配落）	53,435,098,609	10,131
特定４期（平成17年５月６日）（分配付）	54,805,117,101	10,386
特定５期（平成17年11月７日）（分配落）	64,386,280,282	10,545
特定５期（平成17年11月７日）（分配付）	65,926,103,115	10,815
特定６期（平成18年５月８日）（分配落）	70,682,243,336	10,455
特定６期（平成18年５月８日）（分配付）	72,635,910,206	10,750
特定７期（平成18年11月６日）（分配落）	74,832,535,907	10,812
特定７期（平成18年11月６日）（分配付）	76,904,058,629	11,112
特定８期（平成19年５月７日）（分配落）	71,244,345,624	11,652
特定８期（平成19年５月７日）（分配付）	73,178,284,931	11,952
特定９期（平成19年11月５日）（分配落）	67,749,901,974	12,070
特定９期（平成19年11月５日）（分配付）	69,465,720,791	12,370
特定10期（平成20年５月７日）（分配落）	65,725,396,621	11,244
特定10期（平成20年５月７日）（分配付）	67,555,448,979	11,564
特定11期（平成20年11月５日）（分配落）	46,228,349,335	8,177
特定11期（平成20年11月５日）（分配付）	48,308,026,405	8,537
特定12期（平成21年５月７日）（分配落）	61,739,994,592	8,366
特定12期（平成21年５月７日）（分配付）	64,596,756,269	8,806
特定13期（平成21年11月５日）（分配落）	134,529,164,364	8,985
特定13期（平成21年11月５日）（分配付）	141,645,089,467	9,585
平成20年12月末日	43,366,086,829	7,367
平成21年１月末日	43,449,618,132	7,118
平成21年２月末日	47,699,064,605	7,560

平成21年 3 月末日	50,564,885,470	7,675
平成21年 4 月末日	58,613,511,466	8,107
平成21年 5 月末日	71,591,971,049	8,590
平成21年 6 月末日	84,594,769,773	8,600
平成21年 7 月末日	96,509,187,592	8,771
平成21年 8 月末日	105,519,724,898	8,771
平成21年 9 月末日	118,670,224,882	8,740
平成21年10月末日	135,335,048,343	9,183
平成21年11月末日	136,582,074,340	8,694
平成21年12月末日	153,713,188,363	8,927

【分配の推移】

計算期間	1 万口当たり分配金（円）
特定 1 期（平成15年 6 月16日～平成15年11月 5 日）	140
特定 2 期（平成15年11月 6 日～平成16年 5 月 6 日）	235
特定 3 期（平成16年 5 月 7 日～平成16年11月 5 日）	240
特定 4 期（平成16年11月 6 日～平成17年 5 月 6 日）	255
特定 5 期（平成17年 5 月 7 日～平成17年11月 7 日）	270
特定 6 期（平成17年11月 8 日～平成18年 5 月 8 日）	295
特定 7 期（平成18年 5 月 9 日～平成18年11月 6 日）	300
特定 8 期（平成18年11月 7 日～平成19年 5 月 7 日）	300
特定 9 期（平成19年 5 月 8 日～平成19年11月 5 日）	300
特定10期（平成19年11月 6 日～平成20年 5 月 7 日）	320
特定11期（平成20年 5 月 8 日～平成20年11月 5 日）	360
特定12期（平成20年11月 6 日～平成21年 5 月 7 日）	440
特定13期（平成21年 5 月 8 日～平成21年11月 5 日）	600

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
特定 1 期	5.1
特定 2 期	6.2
特定 3 期	5.0
特定 4 期	4.5
特定 5 期	6.8
特定 6 期	1.9
特定 7 期	6.3
特定 8 期	10.5
特定 9 期	6.2
特定10期	4.2
特定11期	24.1
特定12期	7.7
特定13期	14.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年6月16日 信託契約締結、設定、運用開始。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時まで取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリングオフ制度の適用はありません。

（二）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨークまたはオーストラリアの取引所の休日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.625%（税抜き2.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。ただし、ニューヨークまたはオーストラリアの取引所の休日に当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「豪ドル債」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成15年6月16日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎月6日から翌月5日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

八 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として5月、11月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定12期（平成20年11月6日から平成21年5月7日まで）および特定13期（平成21年5月8日から平成21年11月5日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・豪ドル債ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	特定12期 (平成21年5月7日現在)	特定13期 (平成21年11月5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,037,568,508	5,090,664,846
投資信託受益証券	60,412,312,824	131,908,668,525
未収利息	9,986	11,157
流動資産合計	63,449,891,318	136,999,344,528
資産合計	63,449,891,318	136,999,344,528
負債の部		
流動負債		
未払金	899,996,932	699,989,610
未払収益分配金	737,987,804	1,497,183,169
未払解約金	9,394,272	130,802,543
未払受託者報酬	1,521,066	3,464,654
未払委託者報酬	60,842,652	138,586,188
その他未払費用	154,000	154,000
流動負債合計	1,709,896,726	2,470,180,164
負債合計	1,709,896,726	2,470,180,164
純資産の部		
元本等		
元本	73,798,780,405 ^{1, 3}	149,718,316,926 ^{1, 3}
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	12,058,785,813 ²	15,189,152,562 ²
元本等合計	61,739,994,592	134,529,164,364
純資産合計	61,739,994,592	134,529,164,364
負債純資産合計	63,449,891,318	136,999,344,528

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定12期 自 平成20年11月 6 日 至 平成21年 5 月 7 日	特定13期 自 平成21年 5 月 8 日 至 平成21年11月 5 日
営業収益		
受取配当金	2,030,109,785	3,839,008,624
受取利息	818,565	1,258,128
有価証券売買等損益	3,398,464,929	10,797,208,384
営業収益合計	5,429,393,279	14,637,475,136
営業費用		
受託者報酬	7,370,310	15,307,695
委託者報酬	¹ 294,812,356	¹ 612,307,846
その他費用	909,654	902,481
営業費用合計	303,092,320	628,518,022
営業利益	5,126,300,959	14,008,957,114
経常利益	5,126,300,959	14,008,957,114
当期純利益	5,126,300,959	14,008,957,114
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	20,828,971	76,287,546
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	10,308,332,087	12,058,785,813
剰余金増加額又は欠損金減少額	603,125,604	737,763,483
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	603,125,604	737,763,483
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,643,947,583	10,684,874,697
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,643,947,583	10,684,874,697
分配金	² 2,856,761,677	² 7,115,925,103
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,058,785,813	15,189,152,562

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	特定12期 自 平成20年11月 6 日 至 平成21年 5 月 7 日	特定13期 自 平成21年 5 月 8 日 至 平成21年11月 5 日
１．有価証券の評価基準および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価 評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評 価しております。	投資信託受益証券 同 左
２．その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は当期末が休日のため、平成20年11月 6 日 から平成21年 5 月 7 日までとなっております。	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末が休日のため、平成21年 5 月 8 日 から平成21年11月 5 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	特定12期 （平成21年 5 月 7 日現在）	特定13期 （平成21年11月 5 日現在）
１．受益権総数	当該特定期間の末日における受益権の総数 73,798,780,405口	当該特定期間の末日における受益権の総数 149,718,316,926口
２．元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の 6 第 10号に規定する額 12,058,785,813円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の 6 第 10号に規定する額 15,189,152,562円
３．１単位当たり純資産額	0.8366円 （１万口＝8,366円）	0.8985円 （１万口＝8,985円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

特定12期 自 平成20年11月 6 日 至 平成21年 5 月 7 日	
1．委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 108,604,671円
2．分配金の計算過程	（自 平成20年11月 6 日 至 平成20年12月 5 日） 第65計算期間末における費用控除後の配当等収益（269,593,898円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,050,055,353円）、および分配準備積立金(9,498,081,243円)より、分配対象収益は16,817,730,494円（1万口当たり2,910.76円）であり、うち346,666,190円（1万口当たり60円）を分配金額としております。 （自 平成20年12月 6 日 至 平成21年 1 月 5 日） 第66計算期間末における費用控除後の配当等収益（314,405,178円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,544,152,167円）、および分配準備積立金（9,365,517,173円）より、分配対象収益は17,224,074,518円（1万口当たり2,903.88円）であり、うち355,883,271円（1万口当たり60円）を分配金額としております。 （自 平成21年 1 月 6 日 至 平成21年 2 月 5 日） 第67計算期間末における費用控除後の配当等収益（279,847,639円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（8,300,832,641円）、および分配準備積立金（9,247,400,000円）より、分配対象収益は17,828,080,280円（1万口当たり2,890.16円）であり、うち370,111,564円（1万口当たり60円）を分配金額としております。 （自 平成21年 2 月 6 日 至 平成21年 3 月 5 日） 第68計算期間末における費用控除後の配当等収益（337,551,435円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（8,951,134,629円）、および分配準備積立金（9,080,679,378円）より、分配対象収益は18,369,365,442円（1万口当たり2,883.51円）であり、うち382,228,407円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（自平成21年3月6日 至平成21年4月6日）

第69計算期間末における費用控除後の配当等収益（343,550,072円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（9,749,215,976円）、および分配準備積立金（8,998,705,356円）より、分配対象収益は19,091,471,404円（1万口当たり2,875.72円）であり、うち663,884,441円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

（自平成21年4月7日 至平成21年5月7日）

第70計算期間末における費用控除後の配当等収益（371,272,809円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（11,869,158,438円）、および分配準備積立金（8,623,301,269円）より、分配対象収益は20,863,732,516円（1万口当たり2,827.11円）であり、うち737,987,804円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

特定13期 自 平成21年 5 月 8 日 至 平成21年11月 5 日	
1 . 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 200,979,742円
2 . 分配金の計算過程	(自 平成21年 5 月 8 日 至 平成21年 6 月 5 日) 第71計算期間末における費用控除後の配当等収益（ 683,346,800円 ） 、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（ 0円 ） 、収益調整金（ 14,789,839,427円 ） 、および分配準備積立金(8,956,878,915円)より、分配対象収益は24,430,065,142円（ 1 万口当たり2,809.05円 ） であり、うち869,691,125円（ 1 万口当たり100円 ） を分配金額としております。 (自 平成21年 6 月 6 日 至 平成21年 7 月 6 日) 第72計算期間末における費用控除後の配当等収益（ 429,766,481円 ） 、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（ 0円 ） 、収益調整金（ 17,698,318,138円 ） 、および分配準備積立金（ 9,508,394,467円 ） より、分配対象収益は27,636,479,086円（ 1 万口当たり2,752.89円 ） であり、うち1,003,904,492円（ 1 万口当たり100円 ） を分配金額としております。 (自 平成21年 7 月 7 日 至 平成21年 8 月 5 日) 第73計算期間末における費用控除後の配当等収益（ 550,288,184円 ） 、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（ 0円 ） 、収益調整金（ 19,854,117,517円 ） 、および分配準備積立金（ 9,881,290,641円 ） より、分配対象収益は30,285,696,342円（ 1 万口当たり2,703.51円 ） であり、うち1,120,235,998円（ 1 万口当たり100円 ） を分配金額としております。 (自 平成21年 8 月 6 日 至 平成21年 9 月 7 日) 第74計算期間末における費用控除後の配当等収益（ 499,818,230円 ） 、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（ 0円 ） 、収益調整金（ 21,866,815,894円 ） 、および分配準備積立金（ 10,355,699,859円 ） より、分配対象収益は32,722,333,983円（ 1 万口当たり2,645.31円 ） であり、うち1,236,990,844円（ 1 万口当たり100円 ） を分配金額としております。

（自平成21年9月8日至平成21年10月5日）

第75計算期間末における費用控除後の配当等収益（576,556,033円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（24,534,394,118円）、および分配準備積立金（10,807,611,736円）より、分配対象収益は35,918,561,887円（1万口当たり2,587.94円）であり、うち1,387,919,475円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

（自平成21年10月6日至平成21年11月5日）

第76計算期間末における費用控除後の配当等収益（733,202,839円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,000,156,228円）、および分配準備積立金（11,265,080,080円）より、分配対象収益は37,998,439,147円（1万口当たり2,537.99円）であり、うち1,497,183,169円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定12期（自 平成20年11月 6 日 至 平成21年 5 月 7 日）

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	60,412,312,824円	2,420,706,158円
合 計	60,412,312,824円	2,420,706,158円

特定13期（自 平成21年 5 月 8 日 至 平成21年11月 5 日）

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	131,908,668,525円	6,538,152,282円
合 計	131,908,668,525円	6,538,152,282円

（デリバティブ取引に関する注記）

特定12期（自 平成20年11月 6 日 至 平成21年 5 月 7 日）

該当事項はありません。

特定13期（自 平成21年 5 月 8 日 至 平成21年11月 5 日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定12期（自 平成20年11月 6 日 至 平成21年 5 月 7 日）

該当事項はありません。

特定13期（自 平成21年 5 月 8 日 至 平成21年11月 5 日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	特定12期 （平成21年 5 月 7 日現在）	特定13期 （平成21年11月 5 日現在）
期首元本額	56,536,681,422円	73,798,780,405円
期中追加設定元本額	19,672,534,446円	81,160,625,576円
期中一部解約元本額	2,410,435,463円	5,241,089,055円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数	評価額（円）	備考
投資信託 受益証券	P I M C Oケイマン オーストラリア・ マルチセクター・ファンド	11,134,763	105,557,553,240	
	P I M C Oケイマン オーストラリア・ コーポレート・ファンド	2,792,911	26,351,115,285	
合 計		13,927,674	131,908,668,525	

（参考）

当ファンドは「PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド」および「PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド」（以下、両者を併せて同ファンドという。）投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は全て同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

同ファンドの状況

同ファンドはケイマンの法律に基づき設立されたオープンエンド型の円建外国証券投資信託であります。同ファンドは、第7期中間計算期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日）は、監査を受けておりません。また、第6期計算期間（平成20年3月1日から平成21年2月28日）において、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表を作成し、プライスウォーターハウスクーパースによる監査を受けております。

同ファンドの「資産・負債計算書」およびそれに続く「投資有価証券明細表」等は同ファンドの運用会社である「パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」から入手した同ファンドを含むケイマン諸島籍のユニット型トラストの平成21年2月28日現在および平成21年8月31日現在の財務諸表のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を要約して翻訳したものです。

資産・負債計算書

2009年2月28日

PIMCOケイマン
オーストラリア・
コーポレート・ファンドPIMCOケイマン
オーストラリア・
マルチセクター・ファンド

（単位は千、ただし一口当たりを除く）

資産

投資有価証券（時価）	AUD	142,346	AUD	881,121
レポ契約（時価）		12,836		174,219
現金預金		0		80,409
外貨預金（時価）		0		1,770
カウンターパーティー預け金		0		18,505
投資有価証券売却にかかる未収入金		0		63,380
為替通貨スワップ取引にかかる未収入金		0		229,117
ファンド設定未収入金		320		1,280
未収利息および未収配当金		874		6,864
未収証拠金		0		2
支払スワッププレミアム		0		1,630
外国為替予約未実現利益		271		50,430
先物取引等評価益		0		90,941
		156,647		1,599,668

負債

投資有価証券購入にかかる未払金	AUD	11,355	AUD	452,407
投資有価証券遅延引渡取引にかかる未払金		0		162,677
為替通貨スワップ取引にかかる未払金		0		228,700
カウンターパーティー預かり金		0		108,152
売建オプション残高		0		4,674
受取スワッププレミアム		0		9,619
外国為替予約未実現損失		544		39,404
先物取引等評価損		0		10,767
		11,899		1,016,400

純資産	AUD	144,748	AUD	583,268
-----	-----	---------	-----	---------

純資産の内訳：

元本	AUD	154,469	AUD	618,227
未分配投資純利益		(1,443)		1,207
累積実現純（損）益		(5,391)		(123,175)
未実現評価（損）益		(2,887)		87,009
	AUD	144,748	AUD	583,268
発行済み口数（千口）		1,249		4,964
一口当たり純資産額				
基準価額（豪ドル）	AUD	115.88	AUD	117.51
基準価額（円）	\	7,244	\	7,345
保有投資有価証券（原価）	AUD	145,107	AUD	883,297
保有レバ取引（原価）	AUD	12,697	AUD	172,491
保有外貨預金（原価）	AUD	0	AUD	1,772
オプション取引報酬	AUD	0	AUD	1,440

残高が"0"表記であるものについて実際額の千豪ドル未満を切り捨てて表示しております。

資産・負債計算書

2009年8月31日

PIMCOケイマン
オーストラリア・
コーポレート・ファンドPIMCOケイマン
オーストラリア・
マルチセクター・ファンド

（単位は千、ただし一口当たりを除く）

資産

投資有価証券（時価）	AUD	257,348	AUD	1,060,523
レボ契約（時価）		2,254		29,892
現金預金		17		111
外貨預金（時価）		30		1,422
カウンターパーティー預け金		0		10,589
投資有価証券売却にかかる未収入金		1,389		186,102
ファンド設定未収入金		1,273		5,081
未収利息および未収配当金		1,978		8,604
未収証拠金		0		423
支払スワッププレミアム		0		1,841
外国為替予約未実現利益		399		4,213
先物取引等評価益		0		1,378
		264,688		1,310,179

負債

投資有価証券購入にかかる未払金	AUD	5,040	AUD	253,085
カウンターパーティー預かり金		0		5,598
売建オプション残高		0		889
受取スワッププレミアム		0		6,548
外国為替予約未実現損失		216		1,489
先物取引等評価損		0		7,305
その他の負債		13		0
		5,269		274,914

純資産

AUD 259,419 AUD 1,035,265

純資産の内訳：

元本	AUD	271,384	AUD	1,085,899
----	-----	---------	-----	-----------

超過分配投資純利益		(6,189)		(19,931)
累積実現純（損）益		(3,401)		4,387
未実現評価（損）益		(2,375)		(35,090)
	AUD	259,419	AUD	1,035,265
発行済み口数（千口）		2,270		9,055
一口当たり純資産額				
基準価額（豪ドル）	AUD	114.28	AUD	114.33
基準価額（円）	\	8,938	\	8,941
保有投資有価証券（原価）	AUD	259,909	AUD	1,094,424
保有レバ取引（原価）	AUD	2,251	AUD	29,859
保有外貨預金（原価）	AUD	34	AUD	0
オプション取引報酬	AUD	0	AUD	1,707

残高が"0"表記であるものについて実際額の千豪ドル未満を切り捨てて表示しております。

投資有価証券明細表

PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド

2009年8月31日現在

	額面金額 (単位：千)		時価 (単位：千)	
社債券等 57.8%				
銀行および金融 52.7%				
AMP Bank Ltd.				
4.218% 期日 02/09/2012	AUD	3,000	AUD	3,043
4.750% 期日 02/10/2014		8,000		7,553
Australia & New Zealand Banking Group Ltd.				
4.240% 期日 01/16/2014		1,000		1,032
5.250% 期日 01/16/2014		5,000		4,872
Bank of America Corp.				
0.591% 期日 11/06/2009	\$	1,500		1,780
3.475% 期日 02/14/2012	AUD	1,000		936
3.700% 期日 05/20/2011		1,000		960
Bank of Queensland Ltd.				
3.452% 期日 12/02/2010		2,000		1,964
3.766% 期日 10/22/2012		3,000		3,025
4.260% 期日 10/28/2011		5,300		5,391
Bear Stearns Cos., LLC				
3.663% 期日 12/07/2012		5,000		4,713
3.703% 期日 02/24/2010		2,500		2,484
Citigroup Pty. Ltd.				
3.710% 期日 08/20/2012		2,000		2,002
Citigroup, Inc.				
3.493% 期日 06/09/2010		1,500		1,471
CLP Australia Finance Pty. Ltd.				
6.250% 期日 11/16/2012		1,900		1,817
Commonwealth Bank of Australia				

1.108% 期日 06/25/2014	\$	4,000	4,730
3.980% 期日 02/20/2014	AUD	9,000	9,144
4.597% 期日 07/14/2014		1,500	1,528
Dexus Finance Pty. Ltd.			
6.750% 期日 02/04/2010		2,000	2,002
General Electric Capital Australia Funding Pty. Ltd.			
3.492% 期日 02/11/2010		3,000	2,978
3.520% 期日 08/17/2012		1,000	937
7.000% 期日 09/15/2009		3,500	3,502
Heritage Building Society Ltd.			
3.990% 期日 07/16/2014		2,000	2,007
ING Bank Australia Ltd.			
3.783% 期日 08/28/2013		1,300	1,300
3.842% 期日 02/11/2013		2,000	2,007
International Bank for Reconstruction & Development			
5.090% 期日 11/30/2009		4,000	4,013
Investec Bank of Australia Ltd.			
4.568% 期日 02/09/2012		2,900	2,915
Macquarie Bank Ltd.			
3.995% 期日 09/15/2014		1,400	1,399
5.000% 期日 02/25/2014		8,000	7,639
Members Equity Bank			
3.780% 期日 08/20/2012		1,000	1,000
National Australia Bank Ltd.			
0.831% 期日 06/29/2016	\$	500	548
1.048% 期日 07/08/2014		700	827
4.125% 期日 01/21/2014	AUD	7,000	7,192
4.240% 期日 09/19/2011		4,000	4,040
QBE International Holdings PLC			
5.147% 期日 08/02/2020		1,000	674
Rabobank Nederland NV			
4.253% 期日 07/31/2012		2,500	2,515

4.430% 期日 07/03/2014		2,000		2,018
Royal Bank of Scotland PLC				
4.375% 期日 03/27/2012		1,500		1,453
Shinhan Bank				
3.553% 期日 06/08/2010		1,800		1,750
St. George Bank Ltd.				
3.545% 期日 09/15/2009		8,000		8,000
Suncorp-Metway Ltd.				
2.009% 期日 07/16/2012	\$	2,600		3,179
5.750% 期日 04/15/2012	AUD	6,500	AUD	6,520
Wachovia Bank N.A.				
3.685% 期日 05/25/2017		1,600		1,215
Wachovia Corp.				
3.515% 期日 05/25/2012		500		473
Westpac Banking Corp.				
4.305% 期日 07/09/2012		2,000		2,023
4.362% 期日 08/18/2014		4,000		4,014
				136,585
産業 1.9%				
Coles Group Finance Ltd.				
6.000% 期日 07/25/2012		3,500		3,394
Woolworths Ltd.				
3.595% 期日 03/14/2011		1,500		1,470
				4,864
公共事業 3.2%				
Australian Gas Light Co. Ltd.				
6.750% 期日 09/15/2009		3,500		3,502
ETSA Utilities Finance Pty. Ltd.				
3.688% 期日 04/12/2010		5,000		4,909
				8,411
社債券等合計				149,860
(取得原価 AUD 151,596)				

米国政府機関債 0.0%**Fannie Mae**

0.666% 期日 06/25/2029	\$	29	34
----------------------	----	----	----

Freddie Mac

2.610% 期日 07/25/2044		61	71
----------------------	--	----	----

米国政府機関債合計**(取得原価 AUD 121)****抵当証券担保付債券 11.0%****AIMS Home Loans**

3.728% 期日 07/10/2035		9	9
----------------------	--	---	---

Apollo Trust

0.953% 期日 08/09/2038	EUR	1,827	2,843
----------------------	-----	-------	-------

3.308% 期日 08/09/2038	AUD	783	746
----------------------	-----	-----	-----

4.092% 期日 02/03/2011 (a)		1,700	1,701
--------------------------	--	-------	-------

Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust

0.596% 期日 02/25/2035	\$	57	38
----------------------	----	----	----

0.606% 期日 02/25/2035		69	46
----------------------	--	----	----

0.606% 期日 06/25/2035		92	74
----------------------	--	----	----

Crusade Global Trust

3.405% 期日 06/17/2037	AUD	597	553
----------------------	-----	-----	-----

CS First Boston Mortgage Securities Corp.

3.845% 期日 07/25/2033	\$	193	211
----------------------	----	-----	-----

First Horizon Asset Securities, Inc.

3.147% 期日 07/25/2033		22	24
----------------------	--	----	----

GBS Receivables Trust

3.340% 期日 04/09/2035	AUD	500	482
----------------------	-----	-----	-----

GMAC Mortgage Corp. Loan Trust

4.749% 期日 06/25/2034	\$	161	116
----------------------	----	-----	-----

Greenpoint Mortgage Pass-Through Certificates

4.466% 期日 10/25/2033		151	147
----------------------	--	-----	-----

Illawarra Trust

3.490% 期日 08/14/2035	AUD	1,259		1,202
----------------------	-----	-------	--	-------

Lion Trust

3.310% 期日 05/15/2040		745		713
----------------------	--	-----	--	-----

Macquarie CountryWide Finance Pty. Ltd.

3.443% 期日 06/07/2011		3,000		3,013
----------------------	--	-------	--	-------

Macquarie Goodman Wholesale CMBS Pty. Ltd.

3.443% 期日 03/08/2012		2,000		1,982
----------------------	--	-------	--	-------

Merrill Lynch Mortgage Investors, Inc.

4.441% 期日 02/25/2033	\$	22		23
----------------------	----	----	--	----

National RMBS Trust

3.290% 期日 06/20/2037	AUD	636		607
----------------------	-----	-----	--	-----

3.443% 期日 03/20/2034		1,140		1,126
----------------------	--	-------	--	-------

Puma Finance Ltd.

3.320% 期日 02/21/2038	AUD	709	AUD	672
----------------------	-----	-----	-----	-----

3.430% 期日 07/12/2036		1,105		1,071
----------------------	--	-------	--	-------

Reds Trust

3.330% 期日 11/17/2037		830		788
----------------------	--	-----	--	-----

3.333% 期日 09/14/2038		920		864
----------------------	--	-----	--	-----

Swan

3.437% 期日 05/12/2037		697		666
----------------------	--	-----	--	-----

3.462% 期日 06/12/2038		888		849
----------------------	--	-----	--	-----

The Superannuation Members Home Loan Programme

3.308% 期日 05/09/2038		200		190
----------------------	--	-----	--	-----

Torrens Trust

3.330% 期日 10/15/2036		1,197		1,149
----------------------	--	-------	--	-------

3.353% 期日 09/14/2037		2,216		2,119
----------------------	--	-------	--	-------

3.490% 期日 04/16/2037		2,664		2,645
----------------------	--	-------	--	-------

WaMu Mortgage Pass-Through Certificates

0.806% 期日 12/25/2027	\$	181		160
----------------------	----	-----	--	-----

Westpac Securitisation Trust

0.924% 期日 05/21/2038	EUR	806		1,298
----------------------	-----	-----	--	-------

3.400% 期日 05/21/2038

AUD

604

565

抵当証券担保付債券合計**28,692**

(取得原価 AUD 29,386)

ソブリン債 19.2%**New South Wales Treasury Corp.**

5.250% 期日 05/01/2013

40,000

39,632

Queensland Treasury Corp.

6.250% 期日 06/14/2019

10,000

10,093

ソブリン債合計**49,725**

(取得原価 AUD 49,960)

短期証券 12.1%**譲渡性預金 6.1%****Commonwealth Bank of Australia**

3.500% 期日 09/18/2009

AUD

6,000

5,991

National Australia Bank Ltd.

3.370% 期日 11/27/2009

10,000

9,921

15,912**コマーシャル・ペーパー 3.9%****State of South Australia**

0.000% 期日 01/29/2010

10,000

9,986

買戻し契約 0.9%**JPMorgan Securities**

0.190% 期日 09/01/2009

\$

1,100

1,305

(08/31/2009付, U.S. Treasury Bills 0.000%による担保付 期日09/17/2009 評価額 \$1,122 買戻し収入は\$1,100,)

0.210% 期日 09/02/2009

800

949

(08/31/2009付, Freddie Mac 0.000%による担保付 期日 02/08/2010 評価額 \$818 買戻し収入は\$800,)

2,254

定期性預金 1.2%

Banco de Santander

0.059% 期日 09/01/2009 EUR 337 574

Bank of America Corp.

2.167% 期日 09/01/2009 AUD 489 489

Barclays Bank PLC

0.010% 期日 09/01/2009 \ 99,899 1,277

Brown Brothers Harriman & Co.

1.500% 期日 09/01/2009 NZD 24 20

DnB NORBank ASA

0.030% 期日 09/01/2009 \$ 597 708

短期証券合計

(取得原価 AUD 31,097)

投資有価証券合計 100.1%

(取得原価 AUD 262,160)

その他の資産および負債（純額）(0.1%) (183)

純資産 100.0% AUD 259,419

投資有価証券明細表に対する注記（金額単位:契約数以外は千豪ドル*）:

* 残高が"0"表記であるものについて実際額の千豪ドル未満を切り捨てて表示しております。

(a) 発行日取引証券。

(b) 2009年8月31日現在で現存する外国為替予約

種類	通貨	契約 元本額	取引先	期日	未実現評価益	未実現評価 (損)	未実現評価純 (損)益
売	EUR	2,712	GSC	09/2009	AUD 112	AUD 0	AUD 112
売	\	100,174	JPM	09/2009	0	(18)	(18)
買	MXN	1,244	CITI	11/2009	0	(16)	(16)
売		1,244	DUB	11/2009	2	0	2

買	SEK	519 RBS	10/2009	4	0	4
買	\$	3,857 GSC	09/2009	0	(154)	(154)
買		1,046 JPM	09/2009	0	(23)	(23)
売		18,884 RBS	10/2009	254	0	254
売		83 CITI	11/2009	27	0	27
買		90 DUB	11/2009	0	(5)	(5)
				AUD	399	AUD (216)
				AUD		183

(c) 公正価格の測定*

以下は、2009年8月31日時点で、当ファンドの資産および負債を評価する際に用いたインプットに従った公正価格の要約です。

分類 ^{**}	同一の投資に関するアクティブな市場における時価（レベル1）	その他の重要な観測可能なインプット（レベル2）	重要な観測可能なインプット（レベル3）	2009年8月31日現在の時価	
社債券等	AUD	0	AUD 148,560	AUD 1,300	AUD 149,860
抵当証券担保付債券		0	26,991	1,701	28,692
ソブリン債		0	49,725	0	49,725
短期証券		0	31,220	0	31,220
その他の投資 ^{***}		0	105	0	105
		0	256,601	3,001	259,602
金融派生商品 ^{****}	AUD	0	AUD 183	AUD 0	AUD 183
合計	AUD	0	AUD 256,784	AUD 3,001	AUD 259,785

以下は、重要な観測不可能なインプット（レベル3）を用いて、2009年8月31日に終了する期間の当ファンドの公正価格の評価を調整したものです。

分類 **	2009年2月 28日時点の 期首残高	純購入額 (売却額)	未払ディ スカウン ト(プレ ミアム)	実現利益 (損失)	未実現評 価益(評 価損)の純増減	レベル3の 移転純流 入(流出)	2009年8月 31日時点の 期末残高	2009年8月 31日時点 で保有す る有価証 券の未実 現評価益 (評価損) の純増減
社債券等	AUD 0	AUD 1,300	AUD 0	AUD 0	AUD 0	AUD 0	AUD 1,300	AUD 0
抵当証券	5,917	1,700	0	0	1	(5,917)	1,701	1
担保付債券								
合計	AUD 5,917	AUD 3,000	AUD 0	AUD 0	AUD 1	AUD (5,917)	AUD 3,001	AUD 1

- * 詳細については、財務諸表の注記2(b)を参照。
- ** 詳細については、投資有価証券明細表を参照。
- *** それぞれの時価合計が純資産の5%未満の他のすべての分類の合計。
- **** 金融派生商品には、先物契約、スワップ契約、売建オプション、外国為替予約を含む。

(d) 2009年8月31日時点の派生商品の公正価格 #

以下は、リスク・エクスポージャーごとに分類した当ファンドの派生商品の公正価格の要約です。

2009年8月31日時点の資産負債計算書上の派生商品の公正価格

項目	FAS133に基づくヘッジ商品として計上されない派生商品										合計	
	金利契約		外国為替 予約		債券契約		株式契約		その他の 契約			
資産デリバティブ												
有価証券（時価）および買建 オプション	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0
未収変動証拠金 ^{##}		0		0		0		0		0		0
外国為替予約の未実現利益		0		399		0		0		0		399
スワップ契約の未実現利益		0		0		0		0		0		0
	AUD	0	AUD	399	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	399

負債デリバティブ

売建オプション	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0
未払変動証拠金 ^{##}		0		0		0		0		0		0
外国為替予約の未実現損失		0		(216)		0		0		0		(216)
スワップ契約の未実現損失		0		0		0		0		0		0
	AUD	0	AUD	(216)	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	(216)

派生商品が2009年8月31日に終了した年度の損益計算書に及ぼす影響

項目	FAS133に基づくヘッジ商品として計上されない派生商品											
	金利契約		外国為替 予約		債券契約		株式契約		その他の 契約		合計	
活動の結果認識 された派生商品 の実現利益 / （損失）												
有価証券の実現 純利益	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0
先物契約、売建 オプション、ス ワップの実現純 利益		0		0		0		0		0		0
外国為替予約の 実現純利益		0		4,795		0		0		0		4,795
	AUD	0	AUD	4,795	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	4,795
活動の結果認識 された派生商品 の未実現評価益 /（評価損）の 増減												
有価証券の未実 現評価益(評価 損)の純増減	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0
先物契約、売建 オプション、ス ワップの未実現 評価益（評価 損）の純増減		0		0		0		0		0		0
外貨建ての資産 および負債の換 算における未実 現評価益（評価 損）の純増減		0		456		0		0		0		456
	AUD	0	AUD	456	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	456

詳細については、財務諸表の注記2(b)を参照。

派生商品の公正価格には、投資有価証券明細表の注記に記載されている先物契約の累積評価益 / 評価損を

含む、現時点の変動証拠金のみ、資産負債計算書に記載されている。

投資有価証券明細表

PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド

	2009年8月31日現在			
	額面金額 (単位：千)		時価 (単位：千)	
社債券等 53.5%				
銀行および金融 51.1%				
ABN Amro Bank NV				
3.570% 期日 05/17/2018	AUD	2,800	AUD	2,181
American Express Co.				
6.150% 期日 08/28/2017	\$	400		475
7.000% 期日 03/19/2018		1,500		1,870
American International Group, Inc.				
4.250% 期日 05/15/2013		100		89
4.875% 期日 03/15/2067	EUR	1,300		907
5.000% 期日 06/26/2017		100		117
5.850% 期日 01/16/2018	\$	900		712
8.175% 期日 05/15/2058		100		57
8.625% 期日 05/22/2038	GBP	400		394
AMP Bank Ltd.				
4.500% 期日 02/13/2013	AUD	3,500		3,340
4.750% 期日 02/10/2014		12,000		11,329
ANZ Capital Trust III				
1.937% 期日 12/15/2053	EUR	700		828
Australia & New Zealand Banking Group Ltd.				
3.570% 期日 08/17/2015	AUD	6,300		6,200
4.305% 期日 01/17/2018		3,200		3,079
5.250% 期日 01/16/2014		13,600		13,251
AXA S.A.				
4.510% 期日 12/29/2049		2,400		1,431
Bank of America Corp.				

3.465% 期日 06/15/2011		2,500	2,400
3.475% 期日 02/14/2012		4,000	3,746
3.543% 期日 08/23/2010		1,500	1,475
3.700% 期日 05/20/2011		5,000	4,800
Bank of America N.A.			
1.059% 期日 05/12/2010	\$	1,200	1,413
Bank of Queensland Ltd.			
3.452% 期日 12/02/2010	AUD	4,500	4,418
3.766% 期日 10/22/2012		4,000	4,033
4.605% 期日 10/28/2011		7,000	7,120
10.750% 期日 06/04/2018		1,000	951
Bank of Scotland PLC			
3.260% 期日 10/26/2010		2,500	2,451
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.			
3.500% 期日 12/16/2015	EUR	100	171
Barclays Bank PLC			
4.928% 期日 08/13/2012	AUD	2,300	2,317
7.434% 期日 09/29/2049	\$	1,300	1,272
Bear Stearns Cos., LLC			
3.540% 期日 04/24/2014	AUD	3,000	2,735
3.703% 期日 02/24/2010		1,000	994
BNZ International Funding Ltd.			
2.625% 期日 06/05/2012	\$	4,900	5,872
CBA Capital Trust II			
6.024% 期日 03/29/2049		1,500	1,292
Citigroup Pty. Ltd.			
3.710% 期日 08/20/2012	AUD	8,000	8,006
3.932% 期日 06/18/2012		11,000	11,041
Citigroup, Inc.			
3.458% 期日 02/13/2012		2,500	2,291
3.493% 期日 06/09/2010		3,000	2,943
Commonwealth Bank of Australia			

0.925% 期日 07/12/2013	\$	2,000	2,366
1.030% 期日 12/10/2012		8,600	10,213
1.108% 期日 06/25/2014		10,800	12,770
1.410% 期日 03/17/2015	EUR	1,800	2,984
3.545% 期日 09/28/2016	AUD	2,000	1,925
3.980% 期日 02/20/2014		14,550	14,783
4.500% 期日 02/20/2014		4,500	4,248
4.597% 期日 07/14/2014		9,500	9,679
5.750% 期日 12/17/2013		8,000	7,912
8.500% 期日 06/24/2011	AUD	3,200	AUD 3,376
Countrywide Financial Corp.			
3.742% 期日 12/16/2010		2,000	1,948
Deutsche Bank AG			
6.000% 期日 09/01/2017	\$	1,100	1,391
ELM BV for Swiss Reinsurance Co.			
4.338% 期日 04/29/2049	AUD	1,500	946
European Investment Bank			
6.500% 期日 08/07/2019		10,500	10,469
General Electric Capital Australia Funding Pty. Ltd.			
3.470% 期日 11/15/2011		2,500	2,388
3.488% 期日 02/10/2011		3,700	3,595
6.000% 期日 04/15/2015		4,500	4,067
General Electric Capital Corp.			
6.625% 期日 02/04/2010	NZD	3,500	2,868
Goldman Sachs Group, Inc.			
3.408% 期日 04/12/2011	AUD	3,500	3,406
3.535% 期日 10/21/2009		3,200	3,194
3.628% 期日 04/12/2016		7,000	6,193
Heritage Building Society Ltd.			
3.990% 期日 07/16/2014		9,000	9,033
Holcim Finance Australia Pty Ltd.			
8.500% 期日 08/07/2012		2,700	2,728

HSBC Finance Capital Trust IX

5.911% 期日 11/30/2035	\$	1,200	961
----------------------	----	-------	-----

HSBC Finance Corp.

0.759% 期日 01/15/2014		900	961
----------------------	--	-----	-----

ING Bank Australia Ltd.

3.783% 期日 08/28/2013	AUD	5,000	5,001
----------------------	-----	-------	-------

3.842% 期日 02/11/2013		10,000	10,035
----------------------	--	--------	--------

3.870% 期日 06/24/2014		10,000	10,066
----------------------	--	--------	--------

John Deere Credit Ltd.

3.553% 期日 09/21/2010		2,000	1,953
----------------------	--	-------	-------

Korea Development Bank

0.687% 期日 11/22/2012	\$	700	762
----------------------	----	-----	-----

Kreditanstalt fuer Wiederaufbau

5.500% 期日 06/05/2014	AUD	19,000	18,597
----------------------	-----	--------	--------

5.750% 期日 05/13/2015		5,000	4,895
----------------------	--	-------	-------

Macquarie Bank Ltd.

0.863% 期日 09/18/2015	\$	2,500	2,552
----------------------	----	-------	-------

3.995% 期日 09/15/2014	AUD	3,600	3,598
----------------------	-----	-------	-------

4.100% 期日 12/17/2013	\$	6,000	7,411
----------------------	----	-------	-------

5.000% 期日 02/25/2014	AUD	12,000	11,459
----------------------	-----	--------	--------

Macquarie Group Ltd.

7.300% 期日 08/01/2014	\$	2,300	2,840
----------------------	----	-------	-------

Members Equity Bank

3.780% 期日 08/20/2012	AUD	4,000	4,002
----------------------	-----	-------	-------

Merrill Lynch & Co., Inc.

2.709% 期日 05/12/2010	\$	1,200	1,435
----------------------	----	-------	-------

3.595% 期日 06/15/2011	AUD	3,500	3,317
----------------------	-----	-------	-------

6.050% 期日 08/15/2012	\$	200	247
----------------------	----	-----	-----

6.875% 期日 04/25/2018		650	789
----------------------	--	-----	-----

Mirvac Group Funding Ltd.

3.845% 期日 09/15/2010	AUD	2,000	1,937
----------------------	-----	-------	-------

Morgan Stanley

3.440% 期日 07/30/2010		4,500		4,405
3.583% 期日 02/22/2011		1,000		964
3.768% 期日 08/08/2012		4,000		3,730
3.859% 期日 03/01/2013		1,500		1,371
National Australia Bank Ltd.				
0.831% 期日 06/29/2016	\$	5,400		5,916
1.048% 期日 07/08/2014		6,100		7,213
4.240% 期日 09/19/2011	AUD	11,000		11,110
4.250% 期日 03/26/2012		7,500		7,301
5.375% 期日 12/08/2014	GBP	1,400		2,914
5.750% 期日 12/19/2013	AUD	7,000		6,959
National Capital Instruments LLC				
2.095% 期日 12/29/2049	EUR	1,000	AUD	1,183
National Capital Trust II				
5.486% 期日 12/29/2049	\$	1,500		1,243
Nordea Bank AB				
1.460% 期日 03/08/2016	EUR	900		1,407
Norinchukin Finance Ltd.				
5.625% 期日 09/28/2016	GBP	800		1,531
ORIX Corp.				
5.480% 期日 11/22/2011	\$	900		1,055
QBE Insurance Group Ltd.				
9.750% 期日 03/14/2014		1,050		1,358
10.000% 期日 03/14/2014	GBP	560		1,209
QBE International Holdings PLC				
5.147% 期日 08/02/2020	AUD	1,500		1,011
Rabobank Nederland NV				
4.253% 期日 07/31/2012		5,000		5,030
4.430% 期日 07/03/2014		8,000		8,072
Resona Bank Ltd.				
5.850% 期日 09/29/2049	\$	1,300		1,328
Royal Bank of Scotland Group PLC				

6.666% 期日 12/31/2049	CAD	1,100	528
Royal Bank of Scotland PLC			
3.480% 期日 10/27/2014	AUD	6,000	5,899
3.560% 期日 02/17/2017		2,000	1,610
4.145% 期日 03/27/2012		3,500	3,540
4.375% 期日 03/27/2012		3,500	3,390
Saitama Resona Bank Ltd.			
1.432% 期日 04/29/2049	\	100,000	985
Santander Issuances S.A. Unipersonal			
1.466% 期日 03/03/2016	EUR	2,700	4,355
Shinhan Bank			
3.553% 期日 06/08/2010	AUD	3,000	2,916
St. George Bank Ltd.			
1.393% 期日 06/16/2010	EUR	5,000	8,474
3.418% 期日 07/15/2010	AUD	3,500	3,495
6.068% 期日 05/09/2018		2,000	2,016
Stockland Trust Management Ltd.			
3.772% 期日 06/16/2011		3,000	2,808
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
5.625% 期日 07/29/2049	\$	200	226
Suncorp-Metway Ltd.			
4.790% 期日 05/30/2011	AUD	3,500	3,459
Textron Financial Corp.			
4.600% 期日 05/03/2010	\$	600	702
Transurban Finance Co. Pty. Ltd.			
3.745% 期日 09/15/2011	AUD	2,500	2,410
UBS AG			
5.875% 期日 12/20/2017	\$	1,300	1,530
7.152% 期日 12/29/2049	EUR	900	1,203
UFJ Finance Aruba AEC			
6.750% 期日 07/15/2013	\$	200	258
UOB Cayman Ltd.			

5.796% 期日 12/29/2049		1,000		1,023
Volkswagen Financial Services Australia Ltd.				
3.417% 期日 09/01/2009	AUD	2,000		2,000
Wachovia Bank N.A.				
6.000% 期日 05/23/2013	EUR	1,200		2,200
Wachovia Corp.				
3.515% 期日 05/25/2012	AUD	2,500		2,364
Wells Fargo & Co.				
5.750% 期日 07/12/2010		1,000		1,000
Wells Fargo Bank N.A.				
4.750% 期日 02/09/2015	\$	1,500		1,772
Westpac Banking Corp.				
3.380% 期日 01/24/2017	AUD	2,000		1,909
3.540% 期日 11/16/2015		3,700		3,623
3.547% 期日 01/21/2015		1,700		1,688
4.000% 期日 03/19/2012	AUD	7,000	AUD	6,776
4.305% 期日 07/09/2012		5,000		5,057
4.362% 期日 08/18/2014		14,000		14,051
4.750% 期日 03/05/2014		14,000		13,333
Westpac Securities NZ Ltd.				
2.500% 期日 05/25/2012	\$	3,200		3,842
3.450% 期日 07/28/2014		3,400		4,052
WT Finance Australia Pty. Ltd.				
3.625% 期日 06/27/2012	EUR	3,000		4,964
				529,069
産業 1.3%				
Boston Scientific Corp.				
6.000% 期日 06/15/2011	\$	800		974
Brisbane Square Finance Pty. Ltd.				
0.000% 期日 11/25/2025	AUD	2,500		2,241
CSX Corp.				

6.300% 期日 03/15/2012	\$	1,100	1,398
Daimler Finance N.A. LLC			
5.750% 期日 09/08/2011		1,100	1,369
Lennar Corp.			
5.950% 期日 10/17/2011		900	1,041
Ryder System, Inc.			
4.625% 期日 04/01/2010		700	837
Santos Finance Ltd.			
3.645% 期日 09/23/2011	AUD	2,000	1,919
Sara Lee Corp.			
6.250% 期日 09/15/2011	\$	500	635
Tate & Lyle International Finance PLC			
6.125% 期日 06/15/2011		600	725
Time Warner, Inc.			
5.500% 期日 11/15/2011		1,100	1,385
Woolworths Ltd.			
3.595% 期日 03/14/2011	AUD	1,000	980
			13,504
公共事業 1.1%			
AT&T, Inc.			
4.125% 期日 09/15/2009	\$	1,200	1,425
6.300% 期日 01/15/2038		1,400	1,749
BellSouth Corp.			
4.200% 期日 09/15/2009		600	713
Gaz Capital S.A.			
6.212% 期日 11/22/2016		1,425	1,528
Gazstream S.A. for Gazprom OAO			
5.625% 期日 07/22/2013		37	44
OTE PLC			
6.000% 期日 02/12/2015	EUR	800	1,485
SPI Australia Finance Pty. Ltd.			
6.250% 期日 11/30/2011	AUD	4,000	3,926

American Home Mortgage Investment Trust

4.290% 期日 10/25/2034		230	194
5.660% 期日 09/25/2045		153	114

Apollo Trust

3.310% 期日 08/10/2037	AUD	504	481
3.417% 期日 10/22/2035		543	530
4.092% 期日 02/03/2011 (a)		4,300	4,302

Australand Finance Ltd.

3.417% 期日 09/10/2012		1,400	1,338
----------------------	--	-------	-------

Bear Stearns Adjustable Rate Mortgage Trust

4.993% 期日 01/25/2035	\$	52	50
----------------------	----	----	----

Chase Mortgage Finance Corp.

5.426% 期日 03/25/2037		67	56
----------------------	--	----	----

Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.

4.667% 期日 08/25/2035		1,144	1,041
4.674% 期日 03/25/2034		49	55
5.671% 期日 07/25/2046		61	49

Compass Master Trust

3.290% 期日 04/12/2017	AUD	2,500	2,498
3.345% 期日 09/13/2017		1,000	993

Countrywide Alternative Loan Trust

0.353% 期日 09/20/2046	\$	71	83
0.453% 期日 02/20/2047		2,275	1,352
0.456% 期日 09/25/2046		416	218
0.476% 期日 07/25/2046		99	61
0.616% 期日 11/20/2035		238	147

Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust

0.606% 期日 06/25/2035		549	444
3.989% 期日 08/25/2034		911	817
4.765% 期日 11/25/2034		216	215
5.250% 期日 02/20/2036		788	632
6.072% 期日 09/25/2047		78	59

Crusade Euro Trust

3.300% 期日 02/16/2038	AUD	1,503	1,360
3.315% 期日 09/13/2038		937	800

Crusade Global Trust

1.001% 期日 11/19/2037	EUR	519	817
3.290% 期日 07/20/2038	AUD	1,910	1,814
3.465% 期日 08/14/2037		724	675

CS First Boston Mortgage Securities Corp.

3.887% 期日 08/25/2033	\$	199	219
----------------------	----	-----	-----

First Horizon Asset Securities, Inc.

3.147% 期日 07/25/2033		43	48
----------------------	--	----	----

GBS Receivables Trust

3.340% 期日 04/09/2035	AUD	1,500	1,445
----------------------	-----	-------	-------

Greenpoint Mortgage Funding Trust

0.536% 期日 11/25/2045	\$	63	38
----------------------	----	----	----

GSR Mortgage Loan Trust

4.217% 期日 09/25/2035		1,975	2,188
5.168% 期日 01/25/2036		218	206

Harborview Mortgage Loan Trust

0.459% 期日 08/21/2036		112	65
0.459% 期日 07/19/2046		477	287
0.479% 期日 09/19/2046	\$	59	34
5.844% 期日 08/19/2036		77	58

Harvey Trust

3.330% 期日 07/11/2038	AUD	1,163	1,112
3.340% 期日 09/11/2037		1,173	1,108

Holmes Financing PLC

1.096% 期日 01/15/2021	EUR	900	1,519
----------------------	-----	-----	-------

Illawarra Trust

3.363% 期日 10/14/2037	AUD	969	912
3.373% 期日 10/14/2036		659	621
3.923% 期日 07/22/2034		961	949

Indymac IMSC Mortgage Loan Trust

0.446% 期日 07/25/2047	\$	84	44
----------------------	----	----	----

Indymac Index Mortgage Loan Trust

0.356% 期日 11/25/2046		908	969
----------------------	--	-----	-----

0.456% 期日 09/25/2046		187	104
----------------------	--	-----	-----

0.466% 期日 06/25/2047		105	60
----------------------	--	-----	----

0.476% 期日 05/25/2046		51	30
----------------------	--	----	----

0.506% 期日 07/25/2035		66	41
----------------------	--	----	----

Interstar Millennium Trust

3.325% 期日 03/27/2038	AUD	845	794
----------------------	-----	-----	-----

Lion Trust

3.310% 期日 05/15/2040		993	951
----------------------	--	-----	-----

Luminent Mortgage Trust

0.436% 期日 12/25/2036	\$	147	88
----------------------	----	-----	----

0.446% 期日 12/25/2036		61	33
----------------------	--	----	----

0.466% 期日 10/25/2046		108	60
----------------------	--	-----	----

Macquarie Office Finance Pty. Ltd.

3.495% 期日 03/15/2011	AUD	2,000	2,015
----------------------	-----	-------	-------

MASTR Asset Securitization Trust

5.500% 期日 11/25/2017	\$	111	133
----------------------	----	-----	-----

Merrill Lynch Mortgage Investors, Inc.

4.441% 期日 02/25/2033		70	73
----------------------	--	----	----

4.986% 期日 05/25/2033		184	206
----------------------	--	-----	-----

Merrill Lynch Mortgage-Backed Securities Trust

5.800% 期日 04/25/2037		73	52
----------------------	--	----	----

Midgaard Finance Ltd.

1.297% 期日 04/23/2011	EUR	1,022	1,557
----------------------	-----	-------	-------

Morgan Stanley Mortgage Loan Trust

5.364% 期日 06/25/2036	\$	72	76
----------------------	----	----	----

Nomura Asset Acceptance Corp.

5.050% 期日 10/25/2035		588	423
----------------------	--	-----	-----

Progress Trust

3.300% 期日 08/19/2038	AUD	738	709
Puma Finance Ltd.			
0.489% 期日 02/21/2038	\$	2,079	2,166
0.694% 期日 08/08/2034		1,089	1,238
0.864% 期日 08/09/2035		840	961
3.327% 期日 08/22/2037	AUD	3,017	2,894
3.330% 期日 07/12/2036		923	895
3.338% 期日 05/10/2038		868	833
3.367% 期日 08/22/2037		585	562
3.563% 期日 10/15/2035		262	256
Reds Trust			
3.560% 期日 12/03/2038		625	601
Sapphire Trust			
3.542% 期日 03/12/2037		260	255
Sequoia Mortgage Trust			
4.507% 期日 01/20/2047	\$	90	75
Structured Asset Mortgage Investments, Inc.			
0.336% 期日 08/25/2036		174	200
0.486% 期日 05/25/2046		62	37
Structured Asset Securities Corp.			
3.969% 期日 10/25/2035		515	407
Superannuation Members Home Loans Global Fund			
0.684% 期日 05/09/2030		961	1,075
0.769% 期日 03/09/2036		1,327	1,517
0.978% 期日 10/09/2029	\$	1,271	AUD 1,391
1.098% 期日 01/12/2037	EUR	459	725
1.400% 期日 03/09/2036		686	1,112
Swan			
0.539% 期日 05/12/2037	\$	1,498	1,672
0.709% 期日 06/12/2038		1,664	1,837
3.437% 期日 05/12/2037	AUD	1,533	1,466
The Superannuation Members Home Loan Programme			

3.308% 期日 05/09/2038		2,003	1,898
3.320% 期日 08/12/2036		989	959
3.547% 期日 11/01/2029		237	236
Torrens Trust			
3.330% 期日 10/15/2036		520	500
3.385% 期日 04/13/2038		4,826	4,626
3.570% 期日 10/19/2038		4,190	3,994
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates			
0.526% 期日 11/25/2045	\$	221	152
0.536% 期日 12/25/2045		1,070	683
0.806% 期日 12/25/2027		751	663
1.791% 期日 01/25/2047		270	123
1.811% 期日 04/25/2047		150	82
1.871% 期日 12/25/2046		136	65
2.910% 期日 06/25/2033		75	76
5.281% 期日 01/25/2037		67	56
5.564% 期日 12/25/2036		64	54
5.566% 期日 12/25/2036		155	132
5.678% 期日 02/25/2037		101	80
5.833% 期日 02/25/2037		144	121
5.924% 期日 09/25/2036		59	49
Wells Fargo Mortgage-Backed Securities Trust			
3.379% 期日 09/25/2034		1,585	1,786
Westpac Securitisation Trust			
0.924% 期日 05/21/2038	EUR	3,222	5,191
3.375% 期日 03/23/2036	AUD	773	746
抵当証券担保付債券合計			84,975
(取得原価 AUD 92,027)			
アセット・バック証券 0.8%			
Bank of America Credit Card Trust			
0.853% 期日 04/15/2013	\$	1,400	1,656

Countrywide Asset-Backed Certificates

0.316% 期日 03/25/2047		118		137
----------------------	--	-----	--	-----

First Franklin Mortgage Loan Asset-Backed Certificates

0.316% 期日 11/25/2036		680		794
----------------------	--	-----	--	-----

Ford Credit Auto Owner Trust

1.693% 期日 06/15/2012		2,500		2,979
----------------------	--	-------	--	-------

JPMorgan Mortgage Acquisition Corp.

0.316% 期日 07/25/2036		208		236
----------------------	--	-----	--	-----

0.353% 期日 11/25/2036		233		267
----------------------	--	-----	--	-----

Long Beach Mortgage Loan Trust

0.546% 期日 10/25/2034		145		130
----------------------	--	-----	--	-----

Morgan Stanley ABS Capital I

0.376% 期日 10/25/2036		3,100		1,862
----------------------	--	-------	--	-------

Reds EHP Trust

3.338% 期日 07/10/2012	AUD	462		460
----------------------	-----	-----	--	-----

Residential Asset Mortgage Products, Inc.

0.826% 期日 06/25/2032	\$	9		6
----------------------	----	---	--	---

Residential Asset Securities Corp.

0.336% 期日 11/25/2036		132		155
----------------------	--	-----	--	-----

Securitized Asset-Backed Receivables LLC Trust

0.316% 期日 09/25/2036		119		132
----------------------	--	-----	--	-----

Structured Asset Securities Corp.

4.900% 期日 04/25/2035		351		249
----------------------	--	-----	--	-----

アセット・バック証券合計**(取得原価 AUD 11,326)**

				9,063
--	--	--	--	--------------

ソブリン債 28.5%**New South Wales Treasury Corp.**

5.250% 期日 05/01/2013	AUD	5,000		4,954
----------------------	-----	-------	--	-------

6.000% 期日 05/01/2012	AUD	42,400	AUD	43,182
----------------------	-----	--------	-----	--------

7.000% 期日 12/01/2010		20,000		20,651
----------------------	--	--------	--	--------

Queensland Treasury Corp.

5.500% 期日 05/14/2010	20,000	20,241
6.000% 期日 08/14/2013	86,100	87,289
6.000% 期日 09/14/2017	28,000	28,017
6.250% 期日 06/14/2019	64,600	65,199
6.500% 期日 04/16/2012	24,200	24,965
ソブリン債合計		294,498

(取得原価 AUD 298,655)

株数

優先株式 0.1%

Royal Bank of Scotland Group PLC

9.118% 期日 03/31/2049	11,000	1,174
----------------------	--------	-------

優先株式合計

(取得原価 AUD 1,540)

額面金額
(単位：千)

短期証券 8.7%

譲渡性預金 1.9%

National Australia Bank Ltd.

3.370% 期日 11/27/2009	AUD	20,000	19,842
----------------------	-----	--------	--------

コマーシャル・ペーパー 1.9%

State of South Australia

3.028% 期日 10/15/2009		20,000	19,927
----------------------	--	--------	--------

買戻し契約 2.9%

JPMorgan Securities

0.190% 期日 09/01/2009	\$	12,800	15,183
----------------------	----	--------	--------

(08/31/2009付, U.S. Treasury Bills 0.000%による担保付 期日 09/17/2009 評価額 \$13,062 買戻し収入は\$12,800,)

0.200% 期日 09/02/2009		10,000	11,862
----------------------	--	--------	--------

(09/01/2009付, U.S. Treasury Bills 0.000%による担保付 期日 09/17/2009 評価額 \$10,210 買戻し収入は\$10,000,)

0.210% 期日 09/02/2009		2,400	2,847
(09/01/2009付, Freddie Mac 0.000%による担保付 期日 02/08/2010 評価額 \$2,454 買戻し収入は \$2,400,)			
			29,892
定期性預金 2.0%			
Bank of America Corp.			
2.167% 期日 09/01/2009	AUD	9,792	9,792
Brown Brothers Harriman & Co.			
0.037% 期日 09/01/2009	CAD	4	4
Citibank N.A.			
0.010% 期日 09/01/2009	SEK	272	45
0.059% 期日 09/01/2009	EUR	2,530	4,306
DnB NORBank ASA			
0.030% 期日 09/01/2009	\$	3,929	4,660
HSBC Bank			
0.010% 期日 09/01/2009	\	116,384	1,488
JPMorgan Chase & Co.			
0.350% 期日 09/01/2009	NOK	454	90
1.500% 期日 09/01/2009	NZD	356	290
			20,675
米短期国債 0.0%			
0.263% 期日 02/25/2010 (c)		271	321
短期証券合計			90,657
(取得原価 AUD 90,625)			
投資有価証券合計 105.3%			
(取得原価 AUD 1,124,283)			
	AUD		1,090,415
売建オプション (e) (0.1%)			(889)
(プレミアム AUD 1,707)			
その他の資産および負債（純額） (5.2%)			(54,261)
純資産 100.0%	AUD		1,035,265

投資有価証券明細表に対する注記（金額単位:契約数以外は千豪ドル^{*}）:

^{*} 残高が"0"表記であるものについて実際額の千豪ドル未満を切り捨てて表示しております。

(a) 発行日取引証券。

(b) 2009年8月31日現在、現金10,438千豪ドルを、スワップおよびスワップション契約の証拠金として差し入れている。

(c) 2009年8月31日現在、時価合計1,249千豪ドルの証券と、現金151千豪ドルを以下に記載する先物取引の証拠金として差し入れている。

資産の名称	種類	期日	契約数	未実現評価(損)益	
3-Month Euribor Interest Rate March Futures	Long	03/2011	114	AUD	22
90-Day Australian Bank Bill December Futures	Long	12/2010	256		(406)
90-Day Eurodollar December Futures	Long	12/2009	767		807
				AUD	423

(d) 2009年8月31日現在のスワップ契約残高

社債、ソブリン債、米地方債を参照するクレジット・デフォルト・スワップ - プロテクションの買い⁽¹⁾

参照事業体	(支払)固定利率	期日	取引先	2009年8月31日現在のインプライド・クレジット・スプレッド ^a	名目元本 ⁽⁴⁾	時価	支払(受領)アップフロント・プレミアム	未実現評価(損)益
Boston Scientific Corp. 6.000% 期日 06/15/2011	(0.510%)	06/20/2011	MLP	0.849%	\$ 800	AUD	5 AUD	0 AUD 5
CSX Corp. 6.300% 期日 03/15/2012	(0.230%)	03/20/2012	MLP	0.471%	1,100		7	0 7
Daimler Finance N.A. L L C 5.750% 期日 09/08/2011	(0.535%)	09/20/2011	BCLY	0.990%	1,100		11	0 11
HSBC Finance Corp. 0.759% 期日 01/15/2014	(0.165%)	12/20/2013	BNP	2.699%	900		102	0 102
Lennar Corp. 5.950% 期日 10/17/2011	(0.570%)	12/20/2011	DUB	2.983%	900		55	0 55
Orix Corp. 5.480% 期日 11/22/2011	(0.280%)	12/20/2011	MLP	2.011%	900		41	0 41
Ryder System, Inc. 4.625% 期日 04/01/2010	(0.290%)	06/20/2010	WAC	1.238%	700		6	0 6
Sara Lee Corp. 6.250% 期日 09/15/2011	(0.630%)	09/20/2011	RBS	0.200%	500		(6)	0 (6)
Tate & Lyle International Finance PLC 6.125% 期日 06/15/2011	(1.760%)	06/20/2011	BNP	1.132%	600		(10)	0 (10)

Textron Financial Corp. 4.600% 期日 05/03/2010	(0.110%)	06/20/2010	JPM	4.462%	600	24	0	24
Time Warner, Inc. 5.500% 期日 11/15/2011	(0.310%)	12/20/2011	BOA	0.441%	1,100	3	0	3
Wells Fargo Bank N.A. 4.750% 期日 02/09/2015	(0.140%)	03/20/2015	GSC	1.105%	1,500	87	0	87
					AUD	325	AUD	0
					AUD		AUD	325

社債、ソブリン債、米地方債を参照するクレジット・デフォルト・スワップ - プロテクションの売り⁽²⁾

参照事業体	受取固定 利率	期日	取引先	2009年8月 31日現在の インプライ ド・クレジ ット・スプ レッド ⁽³⁾	名目元本 ⁽⁴⁾	時価	支払（受 領）アッ プフロン ト・プレ ミアム	未実現 評価 （損）益
General Electric Capital Corp. 6.000% 期日 06/15/2012	0.830%	12/20/2009	GSC	2.230%	\$ 1,500	AUD (5)	AUD 0	AUD (5)

(1) ファンドがプロテクションの買い手で、クレジット・イベントが生じた場合、当該スワップ契約の条件により定められているように、ファンドは、(i) プロテクションの売り手からスワップの名目元本に相当する金額を受領し、参照債務または参照インデックスを構成する原証券を受け渡すか、もしくは(ii) 名目元本から、参照債務または参照インデックスを構成する原証券の回収額を差し引いた純決済額に相当する現金または証券を受領する。

(2) ファンドがプロテクションの売り手で、クレジット・イベントが発生した場合、当該スワップ契約の条件により定められているように、ファンドは、(i) スワップの名目元本に相当する金額をプロテクションの買い手に支払い、参照債務または参照インデックスを構成する原証券を受け渡すか、もしくは(ii) 名目元本から、参照債務または参照インデックスを構成する原証券の回収額を差し引いた純決済額に相当する現金または証券を支払う。

(3) インプライド・クレジット・スプレッドは絶対値で表示されており、社債、米地方債、新興国のソブリン債を参照するクレジット・デフォルト・スワップ契約の期末時点での時価を決定する際に用いられている。支払および履行に関するリスクの現状を示す指標となっており、当該クレジット・デリバティブが債務不履行に陥る可能性もしくはリスクを示している。当該参照事業体のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの売買コストを反映しており、当該契約を結ぶために必要な事前の支払額を考慮していることもある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照事業体のクレジットの健全性の悪化を示しており、当該契約の条件に定められている債務不履行やその他のクレジット・イベントが発生する可能性またはリスクが高まっていることを示している。

(4) 当該契約の条件に定められているクレジット・イベントが発生した場合に、ファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払わなければならない、もしくはクレジット・プロテクションの買い手として受領しなければならない最高限度額。

金利スワップ契約

変動利 率の支 払・受領	変動利率	固定 利率	期日	取引先	名目元本	時価	支払（受領） アップフロン ト・プレミアム	未実現評価 （損）益
--------------------	------	----------	----	-----	------	----	-----------------------------	---------------

支払	3-Month Australian Bank Bill	4.500%	06/15/2011	CITI	AUD	152,500	AUD	(1,295)	AUD	244	AUD	(1,539)
支払	3-Month Australian Bank Bill	5.750%	09/15/2011	DUB		676,000		292		408		(116)
支払	3-Month Australian Bank Bill	5.750%	09/15/2011	RBS		108,000		47		85		(38)
支払	3-Month Australian Bank Bill	4.000%	12/15/2011	CSFB		53,000		(916)		(34)		(882)
支払	3-Month Australian Bank Bill	5.000%	12/15/2011	UBS		124,700		(1,020)		447		(1,467)
支払	3-Month Australian Bank Bill	4.500%	06/15/2012	UBS		120,800		(1,802)		(2,032)		230
支払	3-Month Australian Bank Bill	6.500%	06/15/2012	DUB		26,000		73		31		42
支払	3-Month Australian Bank Bill	6.500%	06/15/2012	RBC		150,000		421		173		248
支払	3-Month Australian Bank Bill	6.500%	06/15/2012	RBS		120,000		337		435		(98)
支払	6-Month Australian Bank Bill	6.250%	09/15/2011	RBC		20,400		467		18		449
支払	6-Month Australian Bank Bill	5.000%	12/15/2015	DUB		60,000		(3,232)		(2,941)		(291)
支払	6-Month Australian Bank Bill	5.000%	12/15/2015	UBS		25,000		(1,347)		(1,415)		68
支払	6-Month Australian Bank Bill	4.500%	03/15/2019	UBS		29,600		(2,979)		(126)		(2,853)
						AUD		(10,954)	AUD	(4,707)	AUD	(6,247)

(e) 2009年8月31日現在の売建オプション残高

金利スワップション

資産の名称	取引先	変動利率	変動利率 の支払・ 受領	行使利率	期日	名目元本	プレミアム	時価
-------	-----	------	--------------------	------	----	------	-------	----

Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	BCLY	3 - M o n t h USD-LIBOR	支払	5.000%	06/15/2010	\$	7,000	AUD	88	AUD	46
Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	BNP	3 - M o n t h USD-LIBOR	支払	5.000%	06/15/2010		25,000		309		163
Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	CITI	3 - M o n t h USD-LIBOR	支払	3.750%	11/23/2009		17,000		176		60
Put - OTC 7-Year Interest Rate Swap	CITI	3 - M o n t h USD-LIBOR	支払	4.000%	11/23/2009		3,000		41		22
Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	DUB	3 - M o n t h USD-LIBOR	支払	3.420%	11/23/2009		4,000		48		27
Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	JPM	3 - M o n t h USD-LIBOR	支払	5.500%	08/31/2010		40,000		506		259
Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	RBS	3 - M o n t h USD-LIBOR	支払	3.420%	11/23/2009		3,000		35		20
Put - OTC 7-Year Interest Rate Swap	RBS	3 - M o n t h USD-LIBOR	支払	6.000%	08/31/2010		1,900		17		14
										AUD	1,220
										AUD	611

債券オプション

資産の名称	行使価格	期日	名目元本	プレミアム	時価
Call - OTC Australia Government Bond 5.250% 期日 03/15/2019	AUD 4.850	11/24/2009	AUD 29,000	AUD 175	AUD 130
Put - OTC Australia Government Bond 5.250% 期日 03/15/2019	6.050	11/24/2009	29,000	312	148
					AUD 487
					AUD 278

(f) 2009年8月31日現在の外国為替予約残高

種類	通貨	契約 元本金額	取引先	期日	未実現評価益	未実現評価(損)	純未実現評価 (損) 益
売	CAD	503	JPM	09/2009	AUD 17	AUD 0	AUD 17
買	CNY	16,286	CITI	06/2010	51	0	51
売	EUR	4,979	BNP	09/2009	66	0	66
買		412	GSC	09/2009	0	(4)	(4)
売		20,910	GSC	09/2009	862	0	862

売		700 JPM	09/2009	2	(7)	(5)			
売	GBP	3,694 BNP	09/2009	271	0	271			
買	HUF	112 JPM	10/2009	0	0	0			
買	MXN	1,552 CITI	11/2009	0	(21)	(21)			
売		1,552 DUB	11/2009	3	0	3			
売	MYR	29 BCLY	11/2009	0	0	0			
売		15 DUB	11/2009	0	0	0			
売		39 JPM	11/2009	0	0	0			
売		3 CITI	02/2010	0	0	0			
売	NZD	9,859 RBS	10/2009	66	0	66			
買	\$	13,385 BNP	09/2009	7	(85)	(78)			
買		29,734 GSC	09/2009	0	(1,191)	(1,191)			
売		584 GSC	09/2009	13	0	13			
買		1,465 JPM	09/2009	0	(11)	(11)			
売		5,124 CSFB	10/2009	108	0	108			
売		1 JPM	10/2009	0	0	0			
買		6,715 RBS	10/2009	0	(106)	(106)			
売		202,322 RBS	10/2009	2,713	0	2,713			
買		8 BCLY	11/2009	0	0	0			
売		104 CITI	11/2009	34	0	34			
買		117 DUB	11/2009	0	(6)	(6)			
買		11 JPM	11/2009	0	0	0			
買		1 CITI	02/2010	0	0	0			
売		2,400 CITI	06/2010	0	(58)	(58)			
				AUD	4,213	AUD	(1,489)	AUD	2,724

(g) 公正価格の測定*

以下は、2009年8月31日時点で、当ファンドの資産および負債を評価する際に用いたインプットに従った公正価格の要約です。

分類**	同一の投資に関するアクティブな市場における時価（レベル1）		その他の重要な観測可能なインプット（レベル2）		重要な観測不可能なインプット（レベル3）		2009年8月31日現在の時価	
社債券等	AUD	0	AUD	546,201	AUD	7,242	AUD	553,443
米国政府機関債		0		56,314		0		56,314
抵当証券担保付債券		0		77,915		7,060		84,975
ソブリン債		0		294,498		0		294,498
短期証券		0		90,657		0		90,657
その他の投資***		0		10,528		0		10,528
		0		1,076,113		14,302		1,090,415
金融派生商品****	AUD	423	AUD	(4,092)	AUD	0	AUD	(3,669)
合計	AUD	423	AUD	1,072,021	AUD	14,302	AUD	1,086,746

以下は、重要な観測不可能なインプット（レベル3）を用いて、2009年8月31日に終了する期間の当ファンドの公正価格の評価を調整したものです。

分類**	2009年2月28日時点の期首残高		純購入額（売却額）		未払ディスカウント（プレミアム）		実現利益（損失）合計		未実現評価益（評価損）の純増減		レベル3の移転と流入（流出）		2009年8月31日時点の期末残高		2009年8月31日時点で保有する有価証券の未実現評価益（評価損）の純増減	
社債券等	AUD	6,529	AUD	5,000	AUD	0	AUD	0	AUD	(297)	AUD	(3,990)	AUD	7,242	AUD	(297)
抵当証券担保付債券		29,396		(6,200)		1		146		(685)		(15,778)		7,060		(943)
		35,925		(1,020)		1		146		(982)		(19,768)		14,302		(1,240)
金融派生商品****		205		0		0		0		(205)		0		0		0
合計	AUD	36,130	AUD	(1,020)	AUD	1	AUD	146	AUD	(1,187)	AUD	(19,768)	AUD	14,302	AUD	(1,240)

* 詳細については、財務諸表の注記2(b)を参照。

* * 詳細については、投資有価証券明細表を参照。

* * * それぞれの時価合計が純資産の5%未満の他のすべての分類の合計。

* * * * 金融派生商品には、先物契約、スワップ契約、売建オプション、外国為替予約を含む。

(h) 2009年8月31日時点の派生商品の公正価格[#]

以下は、リスク・エクスポージャーごとに分類した当ファンドの派生商品の公正価格の要約です。

2009年8月31日時点の資産負債計算書上の派生商品の公正価格

項目	FAS133に基づくヘッジ商品として計上されない派生商品										合計	
	金利契約		外国為替予約		債券契約		株式契約		その他の契約			
資産デリバティブ												
有価証券（時価）および買建オプション	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0
未収変動証拠金 ^{##}		829		0		0		0		0		829
外国為替予約の未実現利益		0		4,213		0		0		0		4,213
スワップ契約の未実現利益		1,037		0		341		0		0		1,378
	AUD	1,866	AUD	4,213	AUD	341	AUD	0	AUD	0	AUD	6,420
負債デリバティブ												
売建オプション	AUD	(889)	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	(889)
未払変動証拠金 ^{##}		(406)		0		0		0		0		(406)
外国為替予約の未実現損失		0		(1,489)		0		0		0		(1,489)
スワップ契約の未実現損失		(7,284)		0		(21)		0		0		(7,305)
	AUD	(8,579)	AUD	(1,489)	AUD	(21)	AUD	0	AUD	0	AUD	(10,089)

派生商品が2009年8月31日に終了した年度の損益計算書に及ぼす影響

項目	FAS133に基づくヘッジ商品として計上されない派生商品					合計
	金利契約	外国為替予約	債券契約	株式契約	その他の契約	
活動の結果認識された派生商品の実現利益 / (損失)						

有価証券の実現純利益	AUD	3,560	AUD	1,231	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	4,791
先物契約、売建オプション、スワップの実現純利益(損失)		9,377		55,670		(255)		0		0		64,792
外国為替予約の実現純利益		0		67,751		0		0		0		67,751
	AUD	12,937	AUD	124,652	AUD	(255)	AUD	0	AUD	0	AUD	137,334

活動の結果認識された派生商品の未実現評価益 / (評価損) の増減

有価証券の未実現評価益の純増減	AUD	(4,155)	AUD	(2,919)	AUD	0	AUD	0	AUD	0	AUD	(7,074)
先物契約、売建オプション、スワップの未実現評価益の純増減		(29,513)		(61,122)		(1,528)		0		0		(92,163)
外貨建ての資産および負債の換算における未実現評価益の純増減		0		(8,302)		0		0		0		(8,302)
	AUD	(33,668)	AUD	(72,343)	AUD	(1,528)	AUD	0	AUD	0	AUD	(107,539)

詳細については、財務諸表の注記2(b)を参照。

派生商品の公正価格には、投資有価証券明細表の注記に記載されている先物契約の累積利益 / 損失を含む、現時点の変動証拠金のみ、資産負債計算書に記載されている。

財務諸表に対する注記

2009年8月31日

1. 重要な会計方針

以下は、当トラストが米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（US GAAP）に準拠した財務諸表を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。US GAAPに準拠した財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、財務諸表における報告金額や開示事項に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実際の結果は、かかる見積りとは異なる可能性がある。

ファンドは、財務会計基準審議会（FASB）が公表した以下の新たな会計基準書ならびに意見書を採用した。

・ FASB解釈指針NO. 48（FIN48）「法人所得税の不確実性に関する会計処理、FASB基準書NO. 109の解釈」

FIN 48は、財務諸表において不確実な税務ポジションを認識、測定、表示、開示する方法についての指針を示している。現在のマネージャーの方針では、当該ポジションのテクニカル面でのメリットに基づいて、関連する訴訟プロセスの判決などの税務調査にあたって税務ポジションを維持する可能性が50%を超えているかどうかを判断するよう求められている。税務ポジションが、50%超の認識基準を満たしているかどうかを判断するにあたって、マネージャーは、すべての関連情報について十分な知識を有する適切な税務当局によって当該ポジションの税務調査が行われるものと仮定する。50%超の認識基準を満たしている税務ポジションを測定して、財務諸表に計上する税務上の恩典の金額を決定する。計上する税務上の恩典は、マネージャーが税務負債を計上し、純資産が減少する可能性があるような最終的な決済にあたって認識される可能性が50%を超える恩典の金額のうち、最大のものとする。マネージャーの方針では、最初の適用時にすべての既存の税務ポジションにFIN 48を適用する。もしあれば、累積影響額は、当該年度の期首の純資産残高の調整として計上される。本半期報告書作成日時点で、経営陣は、開示を必要とする不確実な税務ポジションを認識していない。

・ FASB職員意見書NO. 157-4（FAS 157-4）「資産または負債の市場取引のボリュームおよびレベルが著しく低下している場合における公正価格の決定ならびに通常でない取引の識別」

FAS 157-4は、資産または負債の市場取引のボリュームおよびレベルが著しく低下している場合の、FAS 157に従った公正価格の見積りに関する追加の指針を示している。さらに、取引が通常でないような状況の識別に関する指針も示している。FAS 157-4は、資産または負債の市場取引のボリュームおよびレベルが著しく低下していても、また評価方法に関係なく、公正価格測定の目的は同じであることを強調している。公正価格とは、測定日にその時点の市場環境における通常の取引（つまり、強制清算や清算売却ではない）で、市場参加者の間で、資産の売却にあたって受領するか、もしくは負債の譲渡にあたって支払われる価格である。FAS 157-4の要件に従い、公正価格の測定に用いられるイン

プットおよび評価方法は、ファンドの投資有価証券明細表の注記に記載されている。

・FASB財務会計基準書NO. 161（FAS 161）「派生商品およびヘッジ活動に関する開示、FASB基準書NO. 133の改訂」

FAS 161は、派生商品を利用する目的および戦略、派生商品のクレジット・リスク関連の不確定な特徴、派生商品の公正価格、利益、損失が計上されている財務諸表の項目、派生商品の取引量を開示するよう求めている。注記4「金融派生商品」には、ファンドが派生商品を利用する方法および理由、特定の派生商品におけるクレジット・リスク関連の不確定な特徴、派生商品がファンドの財務状況、経営成績、キャッシュフローに及ぼす影響などの情報が開示されている。デリバティブ契約の分類別にみた、資産負債計算書に計上されている項目および公正価格、損益計算書における実現損益、および未実現損益の増減は、投資有価証券明細表に対する注記の表に記載されている。投資有価証券明細表に対する注記に開示されている期末時点の派生商品残高、損益計算書に開示されている期中の派生商品の実現損益、および未実現損益の増減は、ファンドの派生商品取引量の指標となる。

・FASB財務会計基準書NO. 165「後発事象」（FAS 165）

FAS 165は、ファンドが財務諸表において、財務諸表作成のプロセスに内在する見積みなど、貸借対照表日から財務諸表公表日までの状況について追加の証拠を提供するすべての後発事象の影響を認識するよう求めている。財務諸表に対する注記13「後発事象」を参照のこと。

(a) 1単位あたりの純資産額の決定

ファンド（またはそのクラス）の1単位あたりの純資産額（NAV）は、各ファンドの取引日における通常取引終了時（通常は東部時間午後4時）（NYSE取引終了時）現在の終値により評価される（当トラストの最新の目論見書に定められているとおり）。受託者は、当トラストの最新の目論見書に定められているとおり、ある状況においてはファンド（またはそのクラス）のNAVの決定を一時中止し、それに伴い、ユニットの発行、買戻し、および換算も一時中断させる場合がある。

(b) 有価証券の評価

NAVを算出するために、市場価格が容易に入手可能な保有有価証券およびその他の資産は、市場価額で評価されている。市場価額は通常、最終報告売却価格、または売却が報告されていない場合には、相場報告システム、主要なマーケット・メーカーもしくは価格提供サービスから得られる相場に基づいて決定される。

自国と外国の債券、および取引所で取引されていない派生商品は、通常、主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから得られる相場に基づく。価格は、マーケット・メーカーから提供された情報または類似した特徴を持つ有価証券に関する利回りデータから得られる市場価格の見積みを使用する独立価格提供サービスから得ることがで

きる。遅延引渡基準で購入した債券は、先に約定した決済日に決済されるまで、毎日値洗いされる。満期までの残存期間が60日以下の短期投資有価証券は、通常、ほぼ適正価額に相当する償却原価で評価される。取引所で取引されているオプション、先物、および先物オプションについては、関連取引所における決済価額を使用する。ファンドの資産のうち、オープン・エンド型投資会社に投資している部分については、ファンドのNAVは当該投資のNAVに基づいて算出される。ファンドは通常、NYSE取引終了時直後に受領する自国の株式の価格データを使用し、NYSE取引終了時以降の取引、決済を考慮に入れない。

当初、計算通貨以外の通貨で評価されている投資は、価格提供サービスから得られる為替レートで計算通貨に換算される。このため、ファンド株式のNAVはそのファンドの計算通貨にかかる為替レートの変動の影響を受けることがある。米国以外の市場で取引されている有価証券、または計算通貨以外の通貨で表示されている有価証券の評価額は、NYSE取引終了日に大きく影響されることがあり、そのため、投資家がユニットの購入、買戻し請求、交換ができない場合には、NAVは変動することがある。

市場価額が容易に入手できない保有有価証券および他の資産は、投資助言業者または他の独立サービス提供者が誠実に決定した適正価額で評価する。投資助言業者は、市場価額が容易に入手できない状況において、保有有価証券および他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日々の市場価額が容易に入手できない有価証券や投資について、投資助言業者が設定したガイドラインに従い、他の有価証券や指数を参照して評価することもできる。市場価額が容易に入手できず、ある一つの評価方法に従って有価証券や資産を評価できない場合、当該有価証券および資産の評価額は、投資助言業者の評価委員会または自己裁量で行動する者が、誠実に決定する。

最新または信頼性のある市場データ（取引情報、買値／売値気配値、ブローカー気配値など）がない場合、市場価額が容易に入手できるとは考えられていない。これには、関連する市場の取引終了後かつNYSE取引終了前の間に、ファンドの有価証券や資産の評価額に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合を含む。さらに、特別な事情により、当該有価証券が取引されている取引所または市場が一日中開かず、他の市場価額を入手できない場合、市場価額は容易に入手できないと考えられる。投資助言業者は、ファンドの有価証券および資産の評価額に影響を及ぼす重大な事象を監視し、かかる重大な事象を考慮に入れて、当該有価証券および資産の評価額を再評価すべきかどうかを判断する責任を負っている。

ファンドが、そのファンドの有価証券の価格を設定する適正価額を用いてNAVを決定する場合、有価証券は主要なマーケットの市場価額に基づいては評価されず、投資助言業者または自己裁量で行動する者が適正価額を正確に反映していると考え他の方法で評価される。適正価額による評価には、有価証券の評価額について主観的な決定要因が必要になる。トラストの方針は、評価時点での有価証券の価値を適正に反映しているファンドのNAVを算出するよう意図しているが、トラストは、投資助言業者または自己裁量で行動する者が、評価時点でその有価証券を処分する（投げ売りまたは狼狽売りなど）とした場合に、ファンドが有価証券について得られる価格を正確に反映することを保証できない。ファンドが使用した価格は、有価証券が売却された場合に実現される価格と異なることがある。

FAS 157は、公正価格を、測定日における市場参加者の間での秩序ある取引において、ファンドが資産を売却する場合の受取価格、もしくは負債を移管する際の支払価格と定義している。資産・負債の主要な項目ごとに、公正価格の階層を規定、開示するよう求めている。これによって、公正価格の測定はレベル（レベル1、2、3）に分けられる。公正価格の測定の分類は、以下のようなインプットの性質によって決まる。同一の資産または負債の活発な取引市場での時価を用いるインプット（レベル1）、他の重大な観測可能なインプット（レベル2）、重大な観測不可能なインプット（レベル3）である。評価の水準は、必ずしもこれらの証券への投資に関するリスクの指標ではない。重大な観測不可能なインプットを用いる公正評価について、FAS 157は、期間中の実現および未実現損益、売買、レベル3へのおよびレベル3からの移動に起因する変動を示す、報告されている時価の期首と期末の残高を調整するよう求めている。FAS 157の要件に従い、公正価値の階層およびレベル3の調整については、各ファンドの投資有価証券明細表の注記に記載されている。

(c) 有価証券取引および投資収益

財務報告のために、有価証券取引は約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡基準で売買された有価証券は、約定日から1ヶ月経過後またはそれ以降に決済されることもある。有価証券売却にかかる実現損益は、個別原価法で計上されている。配当収入は、配当落ち日に計上される。ただし、外国有価証券の一部については、配当落ち日を過ぎた場合、当ファンドが配当落ち日の通知を受け次第、計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの減額が反映され、発生基準で計上される。モーゲージ証券およびアセット・バック証券のペイダウンによる損益は、損益計算書の受取利息として計上される。

(d) 現金および外貨

各ファンドの財務諸表は、運用を行う主要な経済環境において使用される通貨により表記される（計算通貨）。ファンドの計算通貨および報告通貨は米ドルである。ただし、PIMCO Cayman Australian Corporate FundならびにPIMCO Cayman Australian Multi-Sector Fundについては豪ドルである。外国投資有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、各営業日の実勢為替レートで各ファンドの計算通貨に換算される。為替レートの変動により生じる、通貨およびその他の資産および負債の価値の変動は、未実現外国為替損益として計上される。投資有価証券にかかる実現損益、未実現損益ならびに収益および費用は、かかる取引の行われたそれぞれの日および報告日に換算される。投資有価証券にかかる外国為替レートの変動の影響は、損益計算書において、かかる有価証券の市場価格の変動の影響と分離されていないが、投資有価証券にかかる実現および未実現純損益には含まれている。

一部のファンドのNAVおよびトータル・リターンは、便宜上、日本円で表示されている。日本円によるNAVおよびトータル・リターンの表示目的上、期首および期末のNAVはそれぞれ期首および期末の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。

(e) 分配方針

以下の表は、各ファンドの分配予定頻度を示している。各ファンドの分配は、投資助言業者の承認により受益者に公表され支払われる。この承認は、投資助言業者の判断により公表されないことがある。

毎月分配

PIMCO Cayman Australian Corporate Fund (1)

PIMCO Cayman Australian Multi-Sector Fund (1)

PIMCO Cayman Limited Duration Fund

(1) PIMCO Cayman Australian Corporate FundおよびPIMCO Cayman Australian Multi-Sector Fundについては、ファンドの受益者が他の通知を受けない限り、それぞれのファンドは、毎月投資純利益から受益者に分配し、少なくとも年1回、純実現キャピタル・ゲインから分配を支払う。

分配がある場合は、通常、関連するファンド（またはクラス）の投資純利益から行う。さらに投資助言業者は、実現純キャピタル・ゲインからの分配の支払を承認することができる。投資助言業者が適切とみなす場合、追加の分配を宣言することができる。ファンド（またはクラス）に関して支払われる配当金によって、かかるファンド（またはクラス）の純資産額は減少する。受益者の裁量で、ファンド（またはクラス）からの現金での分配は、ファンド（またはクラス）の追加ユニットに再投資することも、受益者に対して現金で支払うこともできる。現金での支払いはファンドの計算通貨で支払われる。各ファンド（またはそのクラス）は、そのファンド（またはそのクラス）の受当な分配レベルを維持するために必要と見なされる場合は、更なる分配を宣言することができる。投資純利益および実現純キャピタル・ゲインが、目論見書により要求されているファンド（またはそのクラス）の分配金の支払に十分でない場合、投資助言業者は当該ファンド（またはそのクラス）の元本の一部を分配金に充てることができる。支払期日から6年以内に受領されない分配金は無効となり、当該ファンド（またはそのクラス）の利益となる。

2. 有価証券およびその他の投資

(a) 遅延引渡取引

あるファンドは、遅延引渡基準で有価証券の売買を行うことがある。かかる取引は、支払および引渡しが通常の決済期間を超えて行われ、前もって決定された価格または利回りでファンドが有価証券を売買するという契約を伴う。遅延引渡購入が未決済であるときは、ファンドは、購入価格の支払に十分な金額の流動資産を指定する。有価証券を遅延引渡基準で購入する場合、ファンドは、価格および利回りの変動のリスクを含め、有価証券の所有の権利およびリスクを引き受け、また純資産額を決定する際に、かかる変動を考慮する。ファンドは、遅延引渡取引を、締結後に処分または再交渉することができ、これによりキャピタル・ゲインまたはロスが発生する可能性がある。ファンドが遅延引渡基準

で有価証券を売却した場合、当該ファンドは当該有価証券に関する将来の損益は計上しない。

(b) インフレ・インデックス債

あるファンドは、インフレ・インデックス債に投資することができる。インフレ・インデックス債は、元本金額がインフレ率により定期的に変動する債券である。かかる債券の金利は、通常、典型的な債券より低い率で発行時に固定される。しかし、インフレ・インデックス債の残存期間中、利息は、インフレのために調整された元本金額に基づいて支払われる。インフレ・インデックス債の元本金額の増加および減少は、たとえ投資家はその元本を満期時まで受領しなくても、損益計算書の受取利息に含まれる。

(c) ローン・パーティシペーションおよびアサインメント

あるファンドは、直接債務証券に投資することがある。それは、企業、政府または他の借り手が貸し手または貸し手シンジケートに支払うべき額の利息である。ファンドは、ローンに参加する形または第三者からローンの全部または一部を譲渡される形で投資する。ローンはたいてい、全ての所有者の代理人としての銀行またはその他の金融機関（貸し手）により管理される。代理人は、ローン契約で規定された条項を管理する。ファンドは、様々な条件で、関連して様々なリスクを負担する、ローンの複数のシリーズまたはトランシュに投資することがある。ファンドは一般的に借り手にローン契約の条項に従うことを強制できない。結果として、ファンドは、借り手とローン契約を販売した貸し手の両方の信用リスクを負う。ファンドが貸し手から譲渡証券を買い入れたときローンの借り手に対する直接的な権利を獲得する。あるファンドは、未積み立て融資確約契約を結ぶこともできる。これは将来の積み立てに関する契約上の義務である。未積み立てのローンの融資確約には回転信用ファシリティが含まれるが、これは、借り手の需要に応じて現金を追加供給するようファンドに義務付けるものである。未積み立てのローンの融資確約は、将来の債務全体を示しているが、一定の割合の名目融資元本を借り手が利用することはないだろう。

ファンドは、参加型のローンに投資する場合、貸し手がローン契約を販売し、借り手の支払いを貸し手が受け取ることのみで与えられる、元本、利息および費用を受け取る権利をもつ。ファンドは、変動金利ローンのクレジット部分のうち、引き出されていない部分に基づいて、コミットメント・フィーを受領することがある。ある状況では、ファンドは、変動金利ローンの前払いに基づいて、借り手から前払いペナルティ・フィーを受領することがある。受領、支払の行われたフィーは、損益計算書に受取利息または支払利息として計上されている。

2009年8月31日に終了した期間に、ファンドに未積み立てのローンの融資確約はなかった。

(d) モーゲージ関連およびアセット・バック証券

ファンドは、モーゲージ関連証券およびアセット・バック証券に投資を行う可能性がある。これらの証券は、モーゲージパススルー証券、不動産抵当証券担保付債券、商業用不動産担保証券、分離型モーゲージ証券、アセット・バック証

券、債務担保証券およびその他直接的あるいは間接的に不動産にかかるモーゲージ・ローンの参加を表す、あるいはそれによって担保され、支払われる証券を含む。モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券は、ローンあるいはその他の債権のプールに対する持ち分である。モーゲージ関連証券は、貯蓄貸付組合、モーゲージ・バンカーズ、商業銀行などによるものを含む住宅用あるいは商業用不動産にかかるモーゲージ・ローンのプールから組成されている。アセット・バック証券は、自動車ローン、クレジットカード債権、ホーム・エクイティ・ローン、学生ローンなど多くの種類の資産から組成されている。これらの証券は、金利と元本双方の毎月の支払を提供する。金利の支払いは、固定金利もしくは変動金利によって決まる。対象となるモーゲージの期限前返済率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、購入時点での予想に対して、当該証券の実効期間を短縮または延長することがある。あるモーゲージ関連証券の元本および利息の遅滞ない支払いは、米国政府の十分な信頼と信用により保証されている。政府系機関など政府以外の発行体が組成、保証するプールは、様々な形態の保険や保証により、支援を受けることができるが、民間の発行体や保証会社が、保険契約や保証の取り決めによる義務を果たすことができるとの保証はない。

不動産抵当証券担保付債券（CMOs）とは、モーゲージを担保とする法人の債務契約で、クラスに分けられる。CMOsは、通常「トランシュ」と呼ばれる複数のクラスに分けて組成され、クラスによって期間は異なり、期限前返済を含む元本と利息の支払い予定は異なる。商業用不動産担保証券には、商業用不動産にかかるモーゲージ・ローンに対する持ち分が反映され、このモーゲージ・ローンを担保とする証券が含まれる。商業用不動産担保証券への投資に関するリスクの多くは、対象となるモーゲージ・ローンを保証する不動産への投資のリスクを反映している。これらのリスクは、国内外の経済状況が不動産市場に及ぼす影響、テナントのローン返済能力、不動産がテナントを引き付けて、つなぎ止める能力を反映している。CMOsおよび商業用不動産担保証券は、流動性が低いことがあり、他の種類の不動産担保証券やアセット・バック証券と比べて価格の変動性が大きくなることもある。

分離型モーゲージ証券（SMBS）とは、デリバティブ・マルチクラス・モーゲージ証券である。SMBSは通常、モーゲージ資産のプールに関わる利息および元本の分配について異なる比率を受領する2つのクラスで組成されている。一般的なタイプのSMBSでは、一方のクラスが、モーゲージ・アセットから金利の一部と元本の大部分を受領し、もう一方のクラスは、金利の大部分と元本の残りを受領する。最も極端な場合には、一方のクラスが金利をすべて受領し（金利部分のみ、すなわち「I0」クラス）、もう一方のクラスが元本全体を受領する（元本部分のみ、すなわち「P0」クラス）。I0sについて受領された支払は、損益計算書の利息収益に含まれる。I0の満期日には、元本がほとんどもしくは全く受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の簿価への調整がなされる。これらの調整は、損益計算書の利息収益に含まれる。P0sについて受領された支払は、証券の取得原価および額面価額の減額として扱われる。

債務担保証券（CDOs）には、債券担保証券（CBOs）、ローン担保証券（CLOs）およびその他の同様の構造の証券が含まれる。CBOs、CLOsは、アセット・バック証券の一種である。CBOは、高リスクの投資適格を下回る格付けの債券の分散したプールを裏付けとするトラストである。CLOは通常、国内外の担保付き上位債務、無担保上位債務、また投資適格を下回る格付けのローンや、同等の格付けを付与されていないローンなどの下位企業ローンを含むローンのプールを担保とするトラストである。CDO投資のリスクは、担保証券の種類とファンドが投資するCDOのクラスに、大きく左右され

る。CD0sには、以下のような追加リスクがある。(i) 担保証券からの分配が、金利やその他の支払いに十分でない可能性、(ii) 担保の質が低下するか、または債務不履行に陥る可能性、(iii) ファンドが、他のクラスと比べて支払い順位が下位のCD0sに投資する可能性、(iv) 投資時点において証券の複雑な構造が十分には理解されず、発行体との間に争議がおこったり、予期せぬ投資結果となる可能性である。

(e) 現物配当証券

ファンドは、現物配当証券（PIKs）に投資することができる。PIKsは、利払い毎に、現金か債券どちらかで支払うかの選択権を発行者に与える。それらの債券は、通常、オリジナルの債券と同じ満期日および金利であり、また、オリジナルの債券と関連したリスクを有する。オリジナルの債券の日々の市場相場は、経過利子（ダーティ・プライスと呼ばれる）を含んでおり、資産・負債計算書の未収利息から投資による未実現の損益へ按分調整を必要とする。

(f) レポ契約

ファンドは、レポ契約を締結することができる。典型的なレポ契約の条件に基づくと、債務証券を合意した時期に合意した価格で売り主が買い戻す、すなわちファンドが再売却するという条件付でファンドは債務証券（担保）を保有する。すべてのレポ契約による有価証券は、ファンドの保管機関または三者によるレポ契約により指名された現地保管機関等に保護預りされる。担保の市場価額は、利息を含む買い戻し債務の総額と等しいかそれ以上でなければならない。レポ契約により買い入れた証券は、資産・負債計算書に資産として計上される。利息収入は、損益計算書に受取利息として計上される。担保の需要が増えている時期には、ファンドは担保の受領に対して手数料を支払うことがあり、この結果、ファンドの支払利息が増加する。一般的に、相手方当事者が債務不履行の場合、ファンドは発生した損失の相殺のために担保を使用する権利を有する。相手方当事者が債務不履行となった場合には、ファンドは担保証券の売却先を探す。この場合には、担保証券の価値が契約価格より下がっていることによる損失の他、手続きの費用および遅延が発生する可能性がある。

(g) 譲渡制限付証券

各ファンドは、法令または契約により譲渡が制限された証券に投資することができる。これらの証券は、非公開で売却することができるが、登録するか、もしくは一般に売却する前に登録の免除を受ける必要がある。私募証券は、1933年証券法144A規則の規定による適格機関投資家の間で取引される証券を除き、通常制限されているとみなされる。譲渡制限付証券の売却には、時間を要する交渉と費用を伴うことがあり、受入可能な価格での速やかな売却は難しいことがある。

(h) リバースレポ契約

各ファンドは、リバースレポ契約を締結することができる。リバースレポ契約では、ファンドは、保有有価証券を、合意した時期に合意した価格で当該有価証券を買い戻すという条件付で金融機関に売却する。リバースレポ契約により売却した証券は、資産・負債計算書に負債として計上される。金利の支払いは、損益計算書の支払利息に計上される。当該証券に対する需要が増えている時期には、ファンドは当該証券の利用に対して、カウンターパーティーから手数料を受領することができ、この結果、ファンドの受取利息が増加する。リバースレポ契約には、ファンドが売却した有価証券の時価が、当該有価証券の買戻し価格を下回る場合があるというリスクが伴う。ファンドは、PIMCOによって流動性があると判断された資産を分別保管するか、または他の手段で、リバースレポ契約に基づく債務を履行する。

(i) 売建有価証券

ファンドは、空売り取引を締結することができる。空売りは、有価証券の市場価格の下落を予想して、ファンドが保有していない有価証券を売却する取引である。空売り取引により売却した証券やそのような証券の品借料がもしあれば、資産・負債計算書に負債として計上される。ファンドには、空売りのポジションを手仕舞う時点で、市場価格で有価証券の引渡しを行う義務がある。空売りによる損失は無制限となる可能性があるが、購入による損失が投資の合計金額を超えることはない。

(j) 米国政府機関債および政府系機関債

あるファンドは米国政府機関および政府系機関に投資することができる。米国政府証券は、米国政府、政府機関、政府系機関の債務であり、場合によってはこれらによって保証されている。米国政府は、ファンドの株式の純資産価格を保証していない。Tビル、ノート、ボンドといった米国政府の証券、および政府抵当金庫（GNMA）により保証されている証券は、米国政府の十分な信頼と信用を裏付けとしている。連邦住宅貸付銀行の債券は、発行体が米財務省から借り入れる権利を裏付けとしている。また、連邦抵当金庫（FNMA）の債券は、FNMAの債務の購入に関する米国政府の裁量権を裏付けとしている。学生購買貸付協会の債券などは、当該機関のクレジットのみを裏付けとしている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン債も含まれる。この債券は発生主義では金利を分配せず、同様の満期の利払い証券と比べてリスクが大きい傾向にある。

政府関連の保証機関（米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない）には、FNMAや連邦住宅金融抵当金庫（FHLMC）が含まれる。FNMAは政府系機関で、その普通株式はすべて民間の株主が保有している。FNMAは、州および連邦公認の貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合、モーゲージ・パンカーズを含む承認された売り手およびサービサーのリストから、通常の（政府機関による保証はない）住宅モーゲージを購入する。FNMAの発行するパススルー債券は、FNMAにより元本および利息の適時な支払いを保証されているが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは融資参加証（PCs）を発行している。これはパススルー債券で、それぞれ住宅モーゲージの未分配持ち分を表している。FHLMCは、利息および最終に回収される元本の適時な支払いを保証しているが、PCsには、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

2008年9月6日、米連邦住宅金融局（FHFA）は、FNMAならびにFHMLCを保全管理下に置いた。保全管理人として、FHFAは、FNMAおよびFHLMC、またFNMAおよびFHLMCの資産について、FNMAおよびFHLMC、ならびにそのすべての株主、役員、取締役の一切の権利、肩書、権限、特権を引き継いだ。FHFAは、FNMA、FHLMCそれぞれのチーフ・エグゼクティブ・オフィサー兼会長を新たに選出した。2008年9月7日、米財務省は保全管理に関係する3つの追加措置を発表した。第一に、米財務省はFNMAおよびFHLMCと上位優先株購入契約を締結した。この契約に従い、米財務省は、FNMAおよびFHLMCのそれぞれについて、プラスの自己資本を維持するために合計1000億ドルを上限として購入する。この契約には、両社の事業を大きく制限する様々な条項が含まれている。この契約を結ぶ代わりに、米財務省は両社の上位優先株を10億ドルずつと、普通株の79.9%の株式購入権を取得した。第二に、米財務省は新たな有担保貸付枠の設定を発表した。これにより、FNMAおよびFHLMCの流動性低下を抑えることができる。第三として、米財務省は、FNMAおよびFHLMCが発行した不動産担保証券を購入する一時的なプログラムの創設を発表した。この流動性低下抑制措置と不動産担保証券購入プログラムはいずれも、2009年12月に失効する予定である。FNMAおよびFHLMCは、保全管理下にあっても継続企業として業務を続けており、両社は、不動産担保証券に関連する保証債務を含むすべての債務に対して責任を負っている。

(k) 発行日取引

あるファンドは、発行日取引基準で有価証券の売買を行うことがある。認められているものの、当該有価証券はまだ市場では発行されていないため、かかる取引は条件付きで行われる。ファンドはかかる取引について、前もって決定された価格または利回りでの有価証券の売買を確約し、支払い、受け渡しは通常の決済期間を超えて行われる。ファンドは、発行日取引による有価証券を引渡し前に売却することができるが、これによりキャピタル・ゲインまたはロスが発生する可能性がある。

3. 金融派生商品

(a) 外国為替予約

あるファンドは、購入または売却予定の証券の決済に関連し、またはファンドの一部またはすべての証券の通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、外国為替予約を締結することができる。外国為替予約は、将来にあらかじめ定めた価格で通貨を売買する2者間の契約である。外国為替予約の市場価格は、為替換算レートの変動の影響を受ける。外国為替予約は毎日値洗いされ、その結果発生する未実現損益がファンドに計上される。実現損益は、契約のオープン日の価格とクローズ日の価格との差異に等しく、当該通貨の引渡しまたは受領の日に計上される。これらの契約は、ファンドの資産・負債計算書に反映されている未実現損益を超える市場リスクを含むことがある。さらにファンドは、相手方当事者が契約条件を満たすことができなくなるリスクや、計算通貨に対し不利な価値の変動が起こることによるリスクにさらされる可能性がある。これらの契約においては、有価証券は、個々の契約の項目によっては担保とされる可能性がある。

ヘッジ・クラスを持つあるファンドは、ヘッジ・クラスに米ドル以外の通貨のエクスポージャーを残すために、ファ

ンド・レベルでのヘッジの影響を相殺するような外国為替予約を締結している。このようなクラスを特定した外国為替予約は成功する保証はない。

(b) 先物契約

あるファンドは、先物契約を締結することができる。ファンドは、証券市場または金利および通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理するために、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に伴う主たるリスクには、当ファンドが保有する有価証券の市場価値の変動と先物契約の価格との間の不完全な相関性、市場が非流動的である可能性がある。先物契約の価格は、相場で出された毎日の決済価格で評価される。先物契約を締結するにあたり、ファンドは先物ブローカーに証拠金を差し入れる必要がある。かかる証拠金は、ブローカーまたは取引所の当初証拠金必要額に応じて、現金または米国政府機関債で差し入れる。先物契約は毎日値洗いされ、価値の変動に見合う未払金または未収金（「変動証拠金」）がファンドに計上される。価値の変動は契約の終了時まで未実現損益として計上され、終了時には実現損益として計上される。先物契約は、程度の差はあるが、資産・負債計算書で開示されている変動証拠金の額を超える損失リスクを生じることがある。

(c) オプション契約

あるファンドは、保有する、あるいは投資できる先物、スワップ（「スワップション」）、有価証券、商品、または通貨にかかるオプション（コールおよびプット）契約を締結することができる。プット・オプションによって、原資産に対するファンドのエクスポージャーが増加する傾向があり、コール・オプションによって、原資産に対するファンドのエクスポージャーが減少する傾向がある。？ファンドがオプション契約を締結すると、プレミアムに等しい額が負債として計上され、その後、締結したオプションの現在価値を反映させるべく値洗いされる。これらの負債は、資産・負債計算書の売買オプション残高に反映される。オプションによっては、プレミアムが将来の日付で決定されることがある。満期を迎えたオプションの受取プレミアムは、実現利益となる。権利行使されたか、ポジションを清算したオプションの受取プレミアムは、収益として計上されるか、原資産（先物、スワップ、有価証券、通貨の取引）への投資額と相殺して実現損益として計上される。ファンドはオプションの売り手であり、オプションの原資産である商品が売却される（コール）か、購入される（プット）かについての決定権をもたない。したがってファンドは、かかる商品の価格変動による市場リスクを負うことになる。市場の流動性不足により、ファンドが買戻取引を締結できないリスクも存在する。

あるファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することもできる。コール・オプションの購入は、原資産に対するファンドのエクスポージャーを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、原資産に対するファンドのエクスポージャーを減少させる傾向がある。ファンドが支払ったプレミアムは、資産・負債計算書に投資として計上され、オプションの現在価値を反映すべく値洗いされる。権利放棄したオプションの支払プレミアムは実現損失として計上される。オプションによっては、プレミアムが将来の日付で決定されることがある。それらのオプションのプレミアムは、特定期間のインプライド・ボラティリティに基づいている。プットおよびコール・オプショ

ンの購入にかかるリスクは、支払ったプレミアムの額に限定される。権利行使した、あるいはポジションを清算されたオプションの支払プレミアムは、原資産への投資額に追加されるか、かかる取引の収益と相殺して、実現損益として計上される。

(d) スワップ契約

各ファンドは、スワップ契約に投資を行うことがある。スワップ契約は、投資キャッシュフロー、特定のアセット、外貨や市場連動リターンおよび先物取引の期間等を交換するファンドと契約相手との個別の契約である。ファンドは、クレジット、通貨、金利、商品、インフレリスクに対するエクスポージャーを管理するために、クレジット・デフォルト、クロスカレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形のスワップ契約を締結することができる。これらの契約においては、有価証券あるいは現金は、資産価値を提供するために個々のスワップ契約の項目に基づいて担保とされ、債務不履行、破産、支払不能が生じた場合には、償還を請求することができる。

スワップは、入手可能な範囲で第三者のベンダーから得られる価格、あるいはマーケット・メーカーによる相場に基づいて毎日値洗いされ、その変動は、もしあれば、資産・負債計算書に未実現損益として計上される。市場相場が容易に入手できない場合、および信頼できるとみなされない場合、理事会が定めるガイドラインに従って、スワップ契約は評価される。市場相場が容易に入手できない場合およびスワップが評価方法の一つに従って評価されない場合、スワップの価格は、マネージャーの評価委員会により誠実に決定される。

測定期間の初めに受け取ったか、または支払った金額は、資産・負債計算書に計上され、スワップ契約に定められた条件と実際の市場環境（クレジット・スプレッド、為替レート、金利、その他関連要因）との差を補うために、スワップ契約の締結にあたって支払ったか、または受け取った金額を示す。これらのアップフロント・ペイメントは、スワップ契約の解約または満期の時に損益計算書に実現損益として計上される。スワップ期間の終了時に受け取ったか、または支払った清算金額は損益計算書に実現損益として計上される。定期的なファンドの純受取または支払い額は、損益計算書の実現損益の一部として含まれる。

これらの契約の締結に際し、ファンドは、程度の差はあれ、金利リスク、クレジット・リスク、市場リスク、およびドキュメンテーション・リスクを抱えることになり、そのリスクは資産・負債計算書で認識された、当該取引にかかる額を超える可能性もある。かかるリスクには、市場でこれらの取引の流動性が不足する、相手方当事者が債務不履行に陥るかまたは契約条項の内容について異議を表明する、不利な金利の変動が生じる、といった可能性が含まれる。

ファンドのカウンターパーティーのクレジット・リスクによる損失の最大リスク額は、契約の残存期間にカウンターパーティーから受領するか、もしくはカウンターパーティーに支払うキャッシュフローを、プラスの範囲で割り引いた新たな値である。このリスクは、ファンドとカウンターパーティーとの間でのマスター・ネットリング契約の締結、またカウンターパーティーに対するファンドのエクスポージャーをカバーするためのファンドへの担保提供によって抑えられている。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約では、一方（プロテクションの買い手）が相手方（プロテクションの売り手）に一連の支払いを行う代わりに、参照事業体、債務、インデックスにかかる債務不履行やクレジット・イベントが発生した場合に、定められた額のリターンを受け取る権利を得る。クレジット・デフォルト・スワップ契約にかかるプロテクションの売り手として、ファンドは一般的に、スワップの期間を通して、プロテクションの買い手から固定金利を受け取る。ただしクレジット・イベントが発生しない場合に限る。プロテクションの売り手として、ファンドは、その資産総額に加えて、スワップの名目元本に対して投資エクスポージャーを求められるため、効率的にポートフォリオにレバレッジをかける。

ファンドがプロテクションの売り手で、クレジット・イベントが発生した場合、当該スワップ契約の条件により定められているように、ファンドは、(i)スワップの名目元本に相当する金額をプロテクションの買い手に支払い、参照債務、その他受け渡し可能な債務、または参照インデックスを構成する原証券を受け渡すか、もしくは(ii)名目元本から、参照債務または参照インデックスを構成する原証券の回収額を差し引いた純決済額に相当する現金または証券を支払う。ファンドがプロテクションの買い手で、クレジット・イベントが生じた場合、当該スワップ契約の条件により定められているように、ファンドは、(i) プロテクションの売り手からスワップの名目元本に相当する金額を受領し、参照債務または参照インデックスを構成する原証券を受け渡すか、もしくは(ii)名目元本から、参照債務または参照インデックスを構成する原証券の回収額を差し引いた純決済額に相当する現金または証券を受領する。クレジット・イベントが生じるまでは、回収額はマーケット・メーカーが、業界の標準的な回収率、もしくは企業固有の要因および検討材料を考慮して想定している。クレジット・イベントが生じた場合、回収額は円滑に進められる競売によって決まる。それにより、特定のバリュエーション方法に加えて、認められた最低限の数のブローカーによる入札を用いて、回収額が算出される。

新興国の社債、ソブリン債または米国地方債にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約では、一方が、相手方に一連のプレミアムを支払う代わりに、第三者が債務不履行やその他のクレジット・イベントに陥った場合、定められた額のリターンを受け取る権利を得る。クレジット・イベントが生じ、現金決済が選ばれていない場合には、特定の参照債務の代わりに、その他の様々な受渡適格債務を受け渡すことができる。他の債務の受け渡しが可能なことで、最も割安な受渡方法となることがある（クレジット・イベントの発生後に最低価格の受渡適格債務を選択するプロテクションの売り手の権利）。ファンドは、債券発行者の債務不履行リスクの回避策（すなわち、ファンドがもつ、あるいは参照債務に対してエクスポージャーをもつリスクを減ずるため）として、または特定の発行者の債務不履行の可能性に関連して買い持ちあるいは売り持ちポジションをとるために、新興国の社債やソブリン債、米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用する。

アセット・バック証券にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約では、一方が、相手方に一連の支払いを行う代わりに、債務不履行または他のクレジット・イベントが生じた場合、定められた額のリターンを受け取る権利を得

る。アセット・バック証券のパフォーマンスはディールごとに異なるため、新興国の社債やソブリン債、または米国地方債にかかるクレジット・デフォルト・スワップとは違い、たいていの場合、受渡適格債務は定められた参照債務に限られる。対象となるモーゲージ・ローンにかかる期限前償還、元本償還、その他の評価損や損失の発生により、参照債務の未払元本は減少する。この減額は、スワップ契約の条件により、一時的あるいは永久的なものである。スワップ契約の名目元本は、対応する金額により調整される。ファンドは、アセット・バック証券にかかるクレジット・デフォルト・スワップを用いて、参照債務のデフォルトに備えた保護手段としたり、特定の参照債務の債務不履行の可能性に関して、アクティブな買い持ちあるいは売り持ちポジションを取ったりすることができる。

クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約では、一方が、相手方に一連のプレミアムを支払う代わりに、評価損、元本不足、金利不足、クレジット指数を構成する参照銘柄の全てまたは一部が債務不履行に陥った場合、定められた額のリターンを受け取る権利を得る。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的とした主要クレジット商品またはエクスポージャーの一覧である。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数を構成するのは、投資適格証券、ハイイールド債、アセット・バック証券、新興国、各セクター内の様々な信用格付けなどである。クレジット指数は、固定スプレッドや標準満期日など統一された条件でクレジット・デフォルト・スワップを用いて取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内の全ての銘柄を参照し、債務不履行が発生した場合には、その銘柄の指数に占める比率に基づいて、クレジット・イベントは解決される。指数構成銘柄は定期的、通常は6カ月ごとに変更され、大部分の指数では各銘柄が等加重となっている。ファンドはクレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップを用いて、クレジット・デフォルト・スワップ、あるいは指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップと債券のポートフォリオをヘッジすることができる。これは、同様の効果を得るために多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりも割安なポートフォリオである。指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有している投資家を債務不履行から保護する際のベンチマークとなっており、トレーダーは信用格付けの変化を予想して取引する場合にこれを用いている。

インプライド・クレジット・スプレッドは絶対値で表示されており、新興国の社債やソブリン債、または米国地方債にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約の期末時点での時価を決定する際に用いられているものは、投資有価証券明細表の注記に開示されており、支払および履行に関するリスクの現状を示す指標となっており、当該クレジット・デリバティブが債務不履行に陥る可能性もしくはリスクを示している。当該参照事業体のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの売買コストを反映しており、当該契約を結ぶために必要な事前の支払額を考慮していることもある。アセット・バック証券およびクレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップについては、市場価格とその結果の価値が、支払および履行に関するリスクの現状を示す指標となっている。スワップの名目元本と比較した絶対値で、スプレッドが拡大して市場価格が上昇すると、参照事業体のクレジットの健全性は悪化しており、当該契約の条件に定められている債務不履行やその他のクレジット・イベントが発生する可能性またはリスクが高まっていることを示している。

クレジット・デフォルト・スワップ契約により、プロテクションの売り手としてファンドに求められる将来の最高支払額（割引なし）は、当該契約の名目元本と等しくなる。2009年8月31日現在、ファンドがプロテクションの売り手となっているすべてのクレジット・デフォルト・スワップ契約の名目元本は、投資有価証券明細表の注記に開示されている。この金額は、各参照債務の回収額、契約締結時の前払金、ファンドが同一の参照事業体について締結した、プロテクションの買い手となっているクレジット・デフォルト・スワップ契約の決済により受領する純額などによって、部分的に相殺される。

クロスカレンシー・スワップ契約

あるファンドは通貨リスクのエクスポージャーの増減を目的に、クロスカレンシー・スワップ契約を結ぶことができる。クロスカレンシー・スワップ契約では、定められた交換レートで後日反対取引をする契約を結んで、二者間で異なる通貨を交換する。契約の開始日における通貨の交換はその時のスポット・レートで行われる。満期を迎えて再交換する際は、最初と同じ交換レート、別に定められたレート、またはその時のスポット・レートを使用する。金利の支払いが発生した場合は、契約の開始日にその二通貨から入手できる金利で、当事者間で支払われる。クロスカレンシー・スワップ契約は、数年の間延長することができる。クロスカレンシー・スワップ契約は通常、商業銀行および投資銀行と交渉する。クロスカレンシー・スワップ契約によっては、交換する元本キャッシュフローを規定せず、交換する金利キャッシュフローのみ規定することがある。

金利スワップ契約

あるファンドは、通常どおり投資目標を追求するにあたり、金利リスクのエクスポージャーを持っている。ファンドは債券を保有しているので、金利が上昇すれば、これらの債券の価格は下落することがある。このようなリスクに対するヘッジを助け、実勢市場金利での利益生成能力を維持するために、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約において、ファンドは相手方と、名目元本に関する金利の支払あるいは受取りについてのコミットメントを交換する。ある形式の金利スワップ契約は、次のものを含む場合がある。(i) 金利キャップ：プレミアムと引き換えに、契約の一方が他方に、金利が決められたレート、すなわちキャップを上回る額を限度に支払うことに合意する。(ii) 金利フロア：プレミアムと引き換えに、契約の一方が他方に、金利が決められたレート、すなわちフロアを下回る額を限度に支払うことに合意する。(iii) 金利カラー：金利が、定められた最低および最高水準を越えて動くことに対する防御として、キャップを売りフロアを買うこと、また逆も同様。() コーラブル金利スワップ：相手方は満期日前に期日と時間を予め定めることにより、ゼロ・コストで、スワップ契約全体を終了させることができる。() スプレッドロック：金利スワップの利用者は、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの将来の差（スプレッド）を確定させることができる。(vi) ベーシス・スワップ：両当事者は異なる金融市場に基づく変動金利を交換することができる。

トータル・リターン・スワップ契約

あるファンドは対象となる参照有価証券のエクスポージャーの増減を目的に、トータル・リターン・スワップ契約を結ぶことができる。商品にかかるトータル・リターン・スワップ契約においては、商品価格および固定または変動金利に基づいてキャッシュフローを交換する。一方が、商品の市場価格に基づく支払いを受領し、一定の金額を支払う。指数にかかるトータル・リターン・スワップ契約においては、市場に連動したリターンと引き換えに金利を支払う。一方のカウンターパーティーが、株式、指数、債券など特定の参照資産のトータル・リターンを支払い、代わりに定期的な支払いを受ける。取引対象の有価証券またはインデックスのトータル・リターンが、相殺相手の金利を超えた分、または不足した分を、ファンドは相手方から支払を受けるか、相手方に支払う。

バリエーション・スワップ契約

あるファンドは対象となる参照有価証券のエクスポージャーの増減を目的に、バリエーション・スワップ契約に投資することができる。バリエーション・スワップ契約においては、両当事者が、特定の原資産の測定されたバリエーション（またはボラティリティの二乗）に基づいてキャッシュフローを交換する。一方が、「固定金利」または行使価格の支払いを、「変動金利」または名目元本に関する原資産の実際のバリエーション価格と交換することに同意する。取引開始時に行使価格は、スワップの公正価格がゼロになるように選ばれる。満期日にネット・キャッシュフローが交換されるが、支払額は原資産の実際のバリエーション価格と、行使価格に名目元本を掛け合わせた金額との差になる。実際のバリエーション価格の受領者として、ファンドは、原資産の実際のバリエーション価格が行使価格を上回る場合にはこの支払額を受領し、バリエーションが行使価格を下回る場合には支払いを行う。実際のバリエーション価格の支払者として、ファンドは、原資産の実際のバリエーション価格が行使価格を上回る場合にはこの支払いを行い、バリエーションが行使価格を下回る場合には受領する。このタイプの契約は基本的に、原資産の将来の実際のバリエーション価格にかかる先物契約である。

4. 元本リスク

通常の業務において、ファンドは金融商品の取引を行っており、市場の変動による潜在的損失のリスク（市場リスク）または相手方当事者の取引不履行による損失の潜在的リスク（信用リスク、カウンターパーティー・リスク）がある金融取引を締結している。

市場リスク

ファンドは、派生商品およびその他の金融商品への投資により、金利リスク、為替リスク、株式リスク、商品リスクなど様々なリスクにさらされている。

金利リスクとは、金利の変動が原因で債券価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、ファンドが保有するある債券の価格は下落する可能性がある。名目金利とは、実質金利と期待インフレ率との合計である。デフレーションが長い債券ほど、金利変動に対する感応度が高くなる傾向があり、通常、デフレーションが短い債券よりもボラティリティが高くなる。デフレーションは、主に債券の市場価格の、金利（利回り）変動に対する感応度の指標として役立つ。

つ。

ファンドが、外国通貨、あるいは外国通貨で取引されたり、収入を受け取ったりする証券、外国通貨に対するエクスポージャーを提供する派生商品に直接投資する場合、ファンドの計算通貨に対してこの外国通貨の価値が下落するリスク、またヘッジ・ポジションであれば、ヘッジされている通貨に対してファンドの計算通貨の価値が下落するリスクを負う、外国の為替レートは、金利変動、また米国や外国の政府、中央銀行、国際通貨基金などの国際機関による介入（または非介入）、さらに米国や海外における為替管理やその他の政治動向による要求によるものなど様々な理由から、短期間に大幅に変動することがある。この結果、ファンドの外貨建て証券への投資によって、ファンドのリターンが引き下げられることがある。

普通株式や優先株式などの株式、あるいは先物やオプションなどの株式関連投資の市場価格は、実質的あるいは認識されている経済状況の悪化、金利や為替レートの変動、投資家の全体的な地合いの悪化など、特定の企業とは関係のない市場全体の状況によって、下落することがある。また労働力不足、生産コストの増大、業界内の競争の状況など、特定の業種に影響を及ぼす要因によっても下落することがある。株式および株式関連投資の市場価格の変動性は債券よりも大きい。

ファンドの商品リンク派生商品への投資では、通常の証券への投資と比べて、市場価格の変動性が大きくなることがある。商品リンク派生商品の価格は、市場全体の変動、商品指数の変動性、金利変動、さらに干ばつ、洪水、天候、家畜病、輸出入禁止、関税、国際経済・政治・規制の動向など特定の業種や商品に影響を及ぼす要因による影響を受けることがある。

信用およびカウンターパーティー・リスク

ファンドは、取引の相手方に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負う。ファンドは、認められた信頼できる取引所で、多数の顧客やカウンターパーティーと取引することで、信用リスクの集中を最小限に抑えている。債券の発行体もしくは保証人、またデリバティブ契約、レボ取引、ファンドの有価証券の貸付のカウンターパーティーが、元本および利息の遅滞ない支払い、あるいは債務の返済を実行することができないか、もしくはその意思を持たない場合、ファンドは損失を被る可能性がある。有価証券は程度の差はあれ、信用リスクにさらされており、これは信用格付けに度々反映されている。

信用リスク同様、ファンドはカウンターパーティー・リスク、もしくは当ファンドが未決済の取引がある機関投資家やその他の企業が、債務不履行に陥るリスクにさらされることがある。ファンドがカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性のある金融資産は、主にカウンターパーティーからの支払い金と投資有価証券である。PIMCOはインベストメント・アドバイザーとして、各カウンターパーティーに関する広範な調査を実施し、第三者との取引開始前に、カウンターパーティー・リスク委員会の承認を得ることで、ファンドに対するカウンターパーティー・リスクを最小限に抑えている。上場証券のすべての取引は、認められたカウンターパーティーを利用し、受け渡しにあたって決

済、支払いが行われる。売却証券の受け渡しが行われるのは、ファンドが支払いを受けてからであるため、デフォルト・リスクは最小限に抑えられていると考えられる。購入に対する支払いは、カウンターパーティーによる受け渡しの後に行われる。当事者のいずれかが義務を果たさない場合、取引は成立しない。

あるファンドは様々な基本契約に従っている。これは、限定したカウンターパーティーとの特定の取引の条件を管理するものである。このような基本契約により、デフォルトが発生した場合にファンドが契約を相殺することができるようにして、関連取引のカウンターパーティー・リスクは抑えられている。カウンターパーティーとの取引額はすべてネットベースで決済され解約される。カウンターパーティー・リスクに対するファンドの全体的なエクスポージャーは、短期間のうちに大幅に変動することがある。関連する基本契約に従い、各取引による影響を受けるためである。

買戻し基本契約（レボ基本契約）は、ファンドと限定したカウンターパーティーとの取引を管理するものである。レボ基本契約では、取引開始、収入の支払い、デフォルト、買戻し契約の担保の維持について規定している。先物取引基本契約（先物基本契約）は、ファンドと限定したカウンターパーティーとの間の、遅延引渡しベースでの売買の決済に関する検討事項および要因を管理するものである。先物基本契約は特に、取引開始と確認、支払いと譲渡、デフォルト、解約、担保の維持について規定するものである。

国際スワップ派生商品協会基本契約（ISDA基本契約）は、ファンドとこれらのカウンターパーティーが締結している取引、相対のデリバティブおよび外国為替予約を管理するものである。ISDA基本契約は、一般債務、表示、合意、担保、デフォルト、解約などを規定している。解約には、カウンターパーティーに早期解約の選択権を与え、適用されるISDA基本契約により、すべての取引を決済するような状況も含まれる。早期解約を選択した場合、財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性がある。

2008年9月15日、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクは、米破産法第11条の適用を申請した。2008年9月19日、ブローカー・ディーラーであるリーマン・ブラザーズ・インクにかかる証券投資家保護法（SIPA）による手続きが開始された。SIPAにより指名された管財人が、リーマン・ブラザーズ・インクの破産財産を管理している。2008年9月15日には、リーマン・ブラザーズ・インターナショナル（ヨーロッパ）が英国破産法に基づく管理下に置かれた。2008年10月3日には、リーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンス・インクが米破産法第11条の適用を申請した。これらの申請に関連して、リーマン・ブラザーズ・グループ（総称「リーマン・ブラザーズ」）は、裁判所の承認に従って、秩序ある方法で再編または清算される。リーマン・ブラザーズの各事業は、別個の法人であり、それぞれの破産手続きに従っている。

各ファンドは、関連するリーマン・ブラザーズの事業体が破産法の適用を申請した際、または管理下に置かれた際に、リーマン・ブラザーズの事業体が発行体、参照事業体、カウンターパーティー、保証人となっている選択した証券、クレジット・デフォルト・スワップ契約、未払いの証券およびデリバティブ取引を保有していた。リーマン・ブラザーズ関連の保有証券、クレジット・デフォルト・スワップ契約、証券およびデリバティブ取引は、見積もり回収可能額ま

で評価額を切り下げられた。リーマン・ブラザーズ関連の証券およびデリバティブ取引の予想損益は、投資有価証券売却にかかる未収金または投資有価証券購入にかかる未払金として資産・負債計算書に、また純実現損益として損益計算書に計上されている。認識された金額を相殺する法的な強制権があり、FASB解釈指針No. 39「特定契約に関連した金額の相殺」（FIN 39）の規定を満たしている場合、金融資産と金融負債は相殺され、資産・負債計算書には純額が計上される。2008年10月10日には競売が円滑に実施され、事前に承認を受けた複数の証券会社に参加し、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクを参照事業体とする保有証券およびクレジット・デフォルト・スワップ契約の見積回収率を決定した。この回収率を用いて、見積もり回収額を決定している。PIMCOは関連契約の条件に従い、関連するリーマン・ブラザーズの事業体に債務不履行の通知を交付した。リーマン・ブラザーズをカウンターパーティーとする取引については、PIMCOは取引を終了し、ブローカーから代替取引の価格を入手し、適切と思われる場合には、新たなカウンターパーティーとのポジションを再開した。

関連する場合、ファンドは、適用される破たん手続きに従い、リーマン・ブラザーズ・インクに支払いを要求しており、リーマン・ブラザーズの他の事業体に対しても支払いを要求するつもりである。さらにリーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンス・インクからの借り入れがあるファンドは、リーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンス・インクと決済契約を結び、かかる金額を支払っている。

5. 保証と賠償

信託約款においては、ファンドに対する義務の遂行から起こるかもしれない負債に対して 関係者（信託の受託者およびPIMCOを含む）は保護されている。さらに、通常の業務の過程であっても、ファンドは、多様な賠償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンドの最大限のエクスポージャーは、ファンドに対して将来行われうる、現時点では未発生 of 請求を伴うため、予測できない。しかしながら、ファンドは、これらの契約に伴う請求や損失を以前に受けたことはない。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

平成21年12月30日現在

資産総額	155,532,893,560 円
負債総額	1,819,705,197 円
純資産総額(-)	153,713,188,363 円
発行済口数	172,179,561,546 口
1口当たり純資産額(/)	0.8927 円
(1万口当たり純資産額	8,927 円)

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
特定1期	39,091,019,578	256,348,245
特定2期	10,331,273,700	9,313,741,177
特定3期	23,067,671,361	5,767,403,714
特定4期	11,111,956,889	15,519,939,244
特定5期	19,633,914,842	11,319,602,575
特定6期	16,675,858,642	10,126,661,904
特定7期	7,539,183,428	5,937,264,928
特定8期	2,478,195,627	10,544,018,655
特定9期	2,680,207,311	7,695,286,273
特定10期	5,708,486,417	3,382,196,584
特定11期	5,931,605,417	7,850,228,491
特定12期	19,672,534,446	2,410,435,463
特定13期	81,160,625,576	5,241,089,055

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

平成22年 1 月 4 日現在

資本金の額 2,000百万円

会社が発行する株式の総数 60,000株

発行済株式総数 17,640株

ロ 最近 5 年間ににおける資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は 7 名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

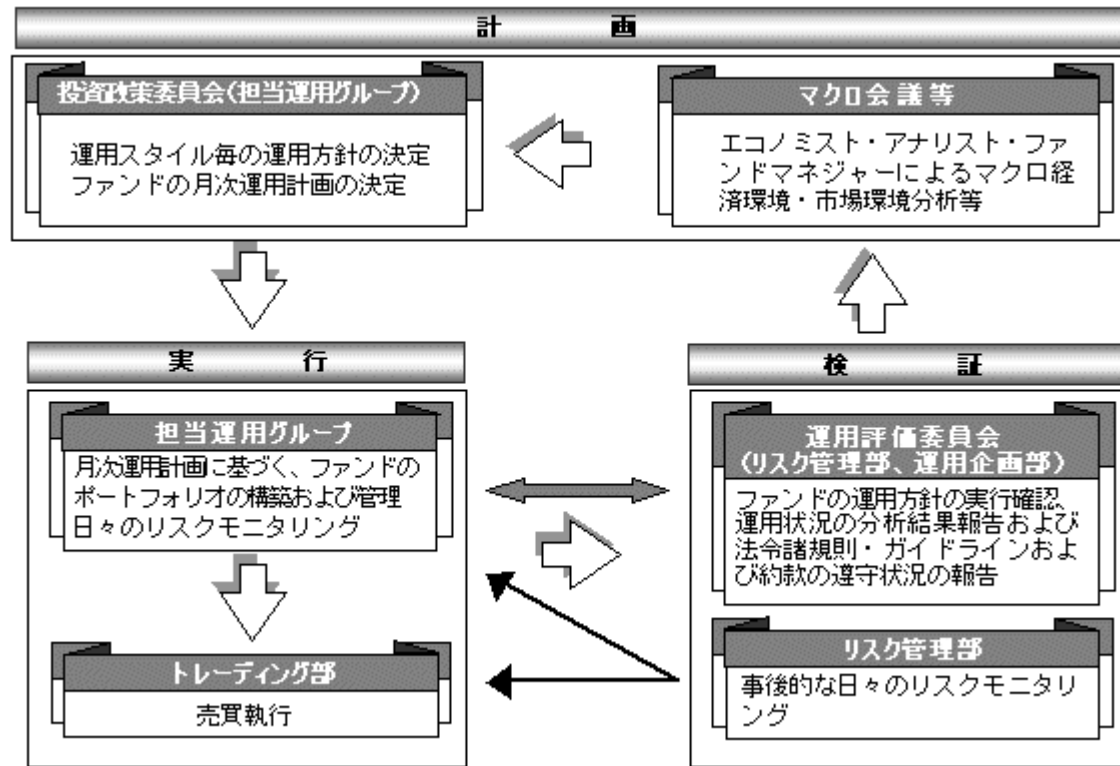
取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を 1 名選定し、必要に応じて取締役会長 1 名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年12月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成21年12月30日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	71 (1)	192,212 (225)
	追加型	243 (110)	4,179,865 (2,517,584)
	計	314 (111)	4,372,077 (2,517,809)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合 計		314 (111)	4,372,077 (2,517,809)

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2 当社は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第25期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第 2 3 期	第 2 4 期
		（平成20年3月31日現在）	（平成21年3月31日現在）
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金	2	18,130,988	15,883,303
有価証券		5,994,478	2,998,947
前払費用		222,628	323,949
未収入金		-	3,593
未収委託者報酬		4,184,389	2,158,082
未収運用受託報酬		1,008,548	635,902
未収投資助言報酬	2	493,368	406,959
未収収益		8,180	8,062
未収還付法人税等		-	1,068,737
未収還付消費税等		-	182,000
繰延税金資産		439,833	68,795
その他の流動資産		24,816	2,641
流動資産計		30,507,231	23,740,977
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		169,017	169,629
器具備品		225,583	200,701
有形固定資産合計		394,601	370,331
無形固定資産	1		
電話加入権		173	161
商標権		10,048	8,104
無形固定資産合計		10,222	8,266
投資その他の資産			
投資有価証券		1,598,911	2,542,125

関係会社株式	236,178	236,178
長期差入保証金	702,453	783,231
長期前払費用	18,200	14,643
会員権	17,113	20,113
繰延税金資産	15,024	34,393
投資その他の資産合計	2,587,882	3,630,686
固定資産計	2,992,706	4,009,284
資産合計	33,499,937	27,750,261

（単位：千円）

	第 2 3 期 （平成20年3月31日現在）	第 2 4 期 （平成21年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	40,052	44,497
未払金		
未払収益分配金	2,787	947
未払償還金	28,571	23,376
未払手数料	1,727,481	891,493
その他未払金	149,275	112,743
未払費用	760,613	612,126
未払消費税等	366,587	-
未払法人税等	3,334,415	-
前受収益	5,985	-
賞与引当金	375,721	291,836
その他の流動負債	254	-
流動負債計	6,791,746	1,977,020
固定負債		
退職給付引当金	749,327	972,202
固定負債計	749,327	972,202
負債合計	7,541,073	2,949,223
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		

利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計	15,304,488	14,177,860
株主資本計	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,392	5,805
評価・換算差額等計	25,392	5,805
純資産合計	25,958,864	24,801,038
負債・純資産合計	33,499,937	27,750,261

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 2 3 期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第 2 4 期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	32,260,683	20,072,582
運用受託報酬	4,320,395	3,506,635
投資助言報酬	2,276,198	2,048,748
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	75,471	60,260
その他	-	2,749
営業収益計	38,937,748	25,695,976
営業費用		
支払手数料	15,226,126	9,326,200
広告宣伝費	834,129	529,276
公告費	8,062	1,227
受益証券発行費	218	-
調査費		
調査費	541,419	538,515
委託調査費	2,298,023	1,310,113
営業雑経費		
通信費	27,577	30,202
印刷費	325,929	302,661
協会費	18,986	23,322
諸会費	15,281	14,373
情報機器関連費	1,936,376	2,036,426
販売促進費	36,029	55,223
その他	60,681	55,485
営業費用計	21,328,842	14,223,029

一般管理費		
給料		
役員報酬	166,266	174,486
給料・手当	3,698,904	4,004,575
賞与	1,119,415	1,051,279
賞与引当金繰入額	375,721	291,836
交際費	20,571	23,229
寄付金	-	4,000
事務委託費	250,163	356,543
旅費交通費	249,775	258,981
租税公課	116,931	81,166
不動産賃借料	624,843	762,812
退職給付費用	277,530	262,634
固定資産減価償却費	149,507	119,811
諸経費	398,374	281,968
一般管理費計	7,448,006	7,673,326
営業利益	10,160,899	3,799,620

営業外収益			
受取配当金		8,036	-
有価証券利息		7,450	22,216
受取利息	1	34,555	36,255
為替差益		634	11,209
時効成立分配金・償還金		5,827	7,832
原稿・講演料		4,424	3,910
雑収入		3,743	4,132
営業外収益計		64,671	85,555
営業外費用			
時効成立後支払分配金・償還金		1,826	693
雑損失		0	82
営業外費用計		1,826	775
経常利益		10,223,744	3,884,401
特別利益			
貸倒引当金戻入益		25,000	-
投資有価証券償還益		5,787	1,136
投資有価証券売却益		124,622	122
ゴルフ会員権売却益		5,555	-
特別利益計		160,966	1,259
特別損失			
固定資産除却損	2	12,288	688
投資有価証券償還損		503	84,238
投資有価証券評価損		17,700	65,553
投資有価証券売却損		56	464,272
投資有価証券清算損		256	-
ゴルフ会員権売却損		24,476	-
特別損失計		55,282	614,753
税引前当期純利益		10,329,428	3,270,907
法人税、住民税及び事業税		4,544,339	1,206,047
法人税等調整額		134,250	369,088
法人税等合計		4,410,088	1,575,135

当期純利益		
	5,919,339	1,695,771

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第 2 3 期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第 2 4 期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
特別償却準備金		
前期末残高	9,041	-
当期変動額		
特別償却準備金取崩	9,041	-
当期変動額合計	9,041	-
当期末残高	-	-
別途積立金		

前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,613,302	13,483,283
当期変動額		
特別償却準備金取崩	9,041	-
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,869,980	1,126,628
当期末残高	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計		
前期末残高	10,443,548	15,304,488
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	1,126,628
当期末残高	15,304,488	14,177,860

株主資本合計		
前期末残高	21,072,532	25,933,472
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	1,126,628
当期末残高	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	407,911	31,197
当期末残高	25,392	5,805
評価・換算差額合計		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	407,911	31,197
当期末残高	25,392	5,805
純資産合計		
前期末残高	21,505,836	25,958,864
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	4,453,028	1,157,826
当期末残高	25,958,864	24,801,038

重要な会計方針

項 目	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式 移動平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式 同左 其他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 (2) 退職給付引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。	同左 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

（会計処理の変更）

第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
有形固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。	-
-	リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 当事業年度において、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による取引はありません。

(表示方法の変更)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1.前事業年度において区分掲記しておりました「現金」（当事業年度877千円）及び「預金」（当事業年度18,130,111千円）は、金融商品取引法の施行により「現金及び預金」として表示しております。 2.金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ1,001,467千円、444,216千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ3,970,091千円、2,451,535千円であります。 3.前事業年度において区分掲記しておりました「時効成立分配金」（当事業年度53千円）及び「時効成立償還金」（当事業年度5,773千円）は、金額的重要性が乏しいため、「時効成立分配金・償還金」として表示しております。	-

(追加情報)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却の方法) 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。 (退職給付会計) 退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、従業員の増加に伴い、当事業年度より原則法による算定方法に変更しております。 この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益は、それぞれ123,774千円減少しております。 また、この変更は従業員の増加等に伴い、当下期に行ったため、当中間会計期間は、前事業年度と同一の方法によっております。従って当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益及び中間純利益は128,390千円多く計上されております。	-

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 126,027千円 器具備品 859,261千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 60千円 ソフトウェア 111,411千円 商標権 9,393千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 150,704千円 器具備品 941,423千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 72千円 商標権 11,337千円
2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 12,481,426千円 未収投資助言報酬 478,296千円 未払手数料 509,702千円	2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 10,311,398千円 未収投資助言報酬 398,818千円 未払手数料 331,400千円
3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 千円	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 千円

差引額	10,000,000千円	差引額	10,000,000千円
4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額149,005千円の支払保証を行っております。		4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額128,926千円の支払保証を行っております。	

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 24,820千円	1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 18,943千円
2 固定資産除却損は、器具備品12,082千円、電話加入権206千円であります。	2 固定資産除却損は、器具備品688千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成20年6月23日開催の第23回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成21年6月30日開催の第24回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)																								
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>9,504</td><td>9,504</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>7,603</td><td>7,603</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>1,900</td><td>1,900</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	9,504	9,504	減価償却累計額相当額	7,603	7,603	期末残高相当額	1,900	1,900	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>5,330</td><td>5,330</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>5,330</td><td>5,330</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	5,330	5,330	減価償却累計額相当額	5,330	5,330	期末残高相当額	-	-
	器具備品	合計																							
取得価額相当額	9,504	9,504																							
減価償却累計額相当額	7,603	7,603																							
期末残高相当額	1,900	1,900																							
	器具備品	合計																							
取得価額相当額	5,330	5,330																							
減価償却累計額相当額	5,330	5,330																							
期末残高相当額	-	-																							
未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)	未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)																								
<table><tr><td>1年以内</td><td>2,030</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,030</td></tr></table>	1年以内	2,030	合計	2,030	<table><tr><td>1年以内</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>-</td></tr></table>	1年以内	-	合計	-																
1年以内	2,030																								
合計	2,030																								
1年以内	-																								
合計	-																								
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)																								
<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,067</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,900</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>104</td></tr></table>	支払リース料	2,067	減価償却費相当額	1,900	支払利息相当額	104	<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,067</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,900</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>37</td></tr></table>	支払リース料	2,067	減価償却費相当額	1,900	支払利息相当額	37												
支払リース料	2,067																								
減価償却費相当額	1,900																								
支払利息相当額	104																								
支払リース料	2,067																								
減価償却費相当額	1,900																								
支払利息相当額	37																								
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																								
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・同左																								
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法																								
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・同左																								
2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引																								

(借主側)			(借主側)		
未経過リース料 (単位:千円)			未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円)		
1年以内		1,119	1年以内		710,121
1年超		1,959	1年超		962,627
合計		3,078	合計		1,672,748

(有価証券関係)

第23期(平成20年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	5,994,478	5,993,700	778
小計	5,994,478	5,993,700	778
合計	5,994,478	5,993,700	778

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	800,100	877,780	77,680
小計	800,100	877,780	77,680
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	655,700	620,832	34,867
小計	655,700	620,832	34,867
合計	1,455,800	1,498,613	42,813

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
-----	---------	---------

628,566	124,622	56
---------	---------	----

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	6,000,000	-	-	-
小計	6,000,000	-	-	-
(2)その他有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	6,000,000	-	-	-

第24期(平成21年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,998,947	2,998,800	147
小計	2,998,947	2,998,800	147
合計	2,998,947	2,998,800	147

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	329,907	346,809	16,902
小計	329,907	346,809	16,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,117,725	2,095,017	22,707
小計	2,117,725	2,095,017	22,707
合計	2,447,632	2,441,827	5,805

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
882,530	122	464,272

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	3,000,000	-	-	-
小計	3,000,000	-	-	-
(2)その他有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	3,000,000	-	-	-

（デリバティブ取引関係）

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																						
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております	1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。																						
2．退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">749,327</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">749,327</td></tr> </table>	退職給付債務	749,327	退職給付引当金	749,327	2．退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">972,202</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">972,202</td></tr> </table>	退職給付債務	972,202	退職給付引当金	972,202														
退職給付債務	749,327																						
退職給付引当金	749,327																						
退職給付債務	972,202																						
退職給付引当金	972,202																						
3．退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">126,881</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td style="text-align: right;">9,519</td></tr> <tr> <td>簡便法から原則法への変更による差額</td><td style="text-align: right;">125,138</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;">15,991</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">277,530</td></tr> </table>	勤務費用	126,881	利息費用	9,519	簡便法から原則法への変更による差額	125,138	その他	15,991	退職給付費用	277,530	3．退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">145,258</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td style="text-align: right;">12,449</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td style="text-align: right;">87,363</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">6,153</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;">11,409</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">262,634</td></tr> </table>	勤務費用	145,258	利息費用	12,449	過去勤務債務の費用処理額	87,363	数理計算上の差異の費用処理額	6,153	その他	11,409	退職給付費用	262,634
勤務費用	126,881																						
利息費用	9,519																						
簡便法から原則法への変更による差額	125,138																						
その他	15,991																						
退職給付費用	277,530																						
勤務費用	145,258																						
利息費用	12,449																						
過去勤務債務の費用処理額	87,363																						
数理計算上の差異の費用処理額	6,153																						
その他	11,409																						
退職給付費用	262,634																						
4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5%	4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5% 過去勤務債務の額の処理年数																						

	1年（発生時において費用処理する方法） 数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）
--	---

(税効果会計関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 152,880	賞与引当金 118,748
未払事業税 260,640	未払社会保険料 12,792
未払社会保険料 13,739	未払事業所税 6,134
未払事業所税 5,846	その他 5,436
その他 6,726	繰延税金資産計 143,111
繰延税金資産計 439,833	評価性引当額 -
評価性引当額 -	繰延税金資産合計 143,111
繰延税金資産合計 439,833	繰延税金負債
繰延税金資産の純額 439,833	未収還付事業税 74,316
	繰延税金負債合計 74,316
	繰延税金資産の純額 68,795
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 304,901	退職給付引当金 395,589
ソフトウェア償却 78,264	ソフトウェア償却 101,933
投資有価証券評価損 29,953	投資有価証券評価損 56,627
特定外国子会社留保金額 159,153	特定外国子会社留保金額 193,760
その他 13,042	その他有価証券評価差額金 2,362
繰延税金資産計 585,314	その他 14,742
評価性引当額 552,870	繰延税金資産計 765,014
繰延税金資産合計 32,444	評価性引当額 730,620
繰延税金負債	繰延税金資産合計 34,393
その他有価証券評価差額金 17,420	繰延税金資産の純額 34,393
繰延税金負債合計 17,420	

繰延税金資産の純額	15,024	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率 (調整)	40.7	法定実効税率 (調整)	40.7
評価性引当額の増減	2.4	評価性引当額の増減	5.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割等	0.0	住民税均等割等	0.2
その他	0.5	その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.2

(関連当事者との取引)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金又 は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 35	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,324,757 276,418	未収投資 助言報酬 未払手数料	331,981 42,572
その他の 関係会社	三井生命 保険(株)	東京都 千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有) 直接 30	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	273,276 251,915	未収投資 助言報酬 未払手数料	143,563 88,117
その他の 関係会社	三井住友 海上火災 保険(株)	東京都 中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有) 直接17.5	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	579,567 441,750	未払手数料	53,804
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	2,407,945	未払手数料	325,208

(注) 1 . 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金又 は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	199,897	未払金	2,360
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	139,844	-	-
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	563,312	未払費用	227,521

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（３）兄弟会社等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主の子会社	住生コンピュータサービス(株)	大阪市淀川区	300,000	情報処理サービス業	%	-	IT機器等購入	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	542,560	前払費用	4,225
							ITサポート			長期前払費用	11,572
主要株主の子会社	エムエルアイ・システムズ(株)	千葉県柏市	100,000	情報システムの企画、設計、保守等	%	-	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	未払費用	40,881
										未払金	1,412
主要株主の子会社	エムエルアイ・システムズ(株)	千葉県柏市	100,000	情報システムの企画、設計、保守等	%	-	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	前払費用	560
										未払費用	8,785

（注）１．上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 40	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,151,492 227,288	未収投資助言報酬 未払手数料	267,215 34,564
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,114,655	未払手数料	180,287

(注) 1 . 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

(1 株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
1 株当たり純資産額	1,471,590円96銭	1 株当たり純資産額	1,405,954円57銭
1 株当たり当期純利益	335,563円48銭	1 株当たり当期純利益	96,132円19銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(1 株当たり純資産額の算定上の基礎)		(1 株当たり純資産額の算定上の基礎)	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,958,864千円	貸借対照表の純資産の部の合計額	24,801,038千円
普通株式に係る純資産額	25,958,864千円	普通株式に係る純資産額	24,801,038千円
普通株式の発行済株式数	17,640株	普通株式の発行済株式数	17,640株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株	1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
(1 株当たり当期純利益の算定上の基礎)		(1 株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	5,919,339千円	損益計算書上の当期純利益	1,695,771千円
普通株式に係る当期純利益	5,919,339千円	普通株式に係る当期純利益	1,695,771千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株	普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,620,134
有価証券		2,999,230
前払費用		245,665
未収委託者報酬		2,895,496
未収運用受託報酬		658,499
未収投資助言報酬		443,157
未収収益		7,495
繰延税金資産		196,660
その他		16,660
流動資産合計		23,083,000
固定資産		
有形固定資産	1	330,844
無形固定資産		7,288
投資その他の資産		
投資有価証券		4,777,847
その他		938,827
投資その他の資産合計		5,716,674
固定資産合計		6,054,807
資産合計		29,137,807
負債の部		
流動負債		
預り金		45,983
未払金		1,225,025

未払費用		699,098
未払法人税等		865,628
前受収益		7,178
賞与引当金		257,569
その他	2	66,354
流動負債合計		3,166,838
固定負債		
退職給付引当金		1,055,906
固定負債合計		1,055,906
負債合計		4,222,744

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	12,441,640
利益剰余金合計	14,262,845
株主資本合計	24,891,829
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	23,234
評価・換算差額等合計	23,234
純資産合計	24,915,063
負債純資産合計	29,137,807

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)		
営業収益		
委託者報酬		9,197,433
運用受託報酬		1,285,645
投資助言報酬		970,746
その他の営業収益		31,069
営業収益計		11,484,895
営業費用		6,364,198
一般管理費	1	3,508,168
営業利益		1,612,529
営業外収益	2	57,646
営業外費用	3	11,441
経常利益		1,658,734
特別利益		11,351
特別損失		3,607
税引前中間純利益		1,666,478
法人税、住民税及び事業税		846,969
法人税等調整額		112,195
法人税等合計		734,773
中間純利益		931,705

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
前期末残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
前期末残高	12,356,655
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705

当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	12,441,640
利益剰余金合計	
前期末残高	14,177,860
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705
当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	14,262,845
株主資本合計	
前期末残高	24,806,844
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705
当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	24,891,829

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,805
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	29,039
当中間期末残高	23,234
評価・換算差額等合計	
前期末残高	5,805
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	29,039
当中間期末残高	23,234
純資産合計	
前期末残高	24,801,038
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	114,025
当中間期末残高	24,915,063

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第25期中間会計期間

(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法
- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券

時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,032,523千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 差引額 10,000,000千円	
4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額109,050千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	48,154千円
無形固定資産	977千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	9,890千円
還付加算金	37,708千円
3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	11,441千円

注 記 事 項

(中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9月30日)					
1．発行済株式数に関する事項					
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	
普通株式	17,640株	-	-	17,640株	
2．配当に関する事項					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年 6 月30日 定時株主総会	普通株式	846,720	48,000	平成21年 3 月31日	平成21年 7 月 1 日

注 記 事 項

(リース取引関係)

第25期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
1．オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1 年以内	660,929千円
1 年超	631,258千円
合 計	1,292,187千円

注 記 事 項

（有価証券関係）

１．時価のある有価証券

（単位：千円）

第25期中間会計期間末 （平成21年 9 月30日現在）			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 満期保有目的の債券	2,999,230	2,999,100	130
合計	2,999,230	2,999,100	130
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(2) その他有価証券			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,639,824	4,677,549	37,724
合計	4,639,824	4,677,549	37,724

２．時価評価されていない主な有価証券

（単位：千円）

第25期中間会計期間末 （平成21年 9 月30日現在）	
内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式	236,178
合計	236,178
(2) その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	100,000
合計	100,298

（デリバティブ取引関係）

第25期中間会計期間 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（持分法損益等）

第25期中間会計期間 （自 平成21年 4 月1日 至 平成21年 9 月30日）
該当事項はありません。

注 記 事 項

（ １株当たり情報 ）

第25期中間会計期間 （ 自 平成21年 4 月1日 至 平成21年 9 月30日 ）	
1株当たり純資産額	1,412,418円57銭
1株当たり中間純利益	52,817円75銭
なお、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（ 注 ） 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産額の部の合計額	24,915,063千円
普通株式に係る純資産額	24,915,063千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	931,705千円
普通株式に係る中間純利益	931,705千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

（ 重要な後発事象 ）

第25期中間会計期間 （ 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日 ）	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成21年6月30日に開催された定時株主総会において、株券不発行会社に移行するため株券を発行することを定める条項を削除する定款変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- （イ）名称 中央三井アセット信託銀行株式会社
- （ロ）資本金の額 11,000百万円（平成21年9月末現在）
- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成21年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称	（ロ）資本金の額	（ハ）事業の内容
内藤証券株式会社	3,002百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
のぞみ証券株式会社	2,091百万円	
株式会社東京スター銀行	21,000百万円	
株式会社東京都民銀行	48,120百万円	
株式会社三井住友銀行	1,262,959百万円	

資本金の額は、平成21年9月末現在。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

- （イ）名称 ピムコジャパンリミテッド
- （ロ）資本金の額 13,411千ドル（平成21年9月末現在）
- （ハ）事業の内容 金融商品取引法に基づき投資運用業等を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

販売会社である株式会社三井住友銀行は、委託会社株式を4,851株（持株比率27.5%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成21年 6 月16日	臨時報告書
平成21年 8 月 6 日	有価証券報告書
平成21年 8 月 6 日	有価証券届出書
平成21年 9 月16日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年1月5日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・豪ドル債ファンドの平成21年5月8日から平成21年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・豪ドル債ファンドの平成21年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年7月7日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・豪ドル債ファンドの平成20年11月6日から平成21年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・豪ドル債ファンドの平成21年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月23日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 孝 昭 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 橋 本 克 己 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。